

社会福祉施設等施設整備費補助金交付要綱

第1 趣旨

知事は、社会福祉の増進を図るため、社会福祉施設等の整備を行う市町及び社会福祉法人等に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、静岡県補助金等交付規則(昭和31年静岡県規則第47号)及びこの要綱の定めるところによる。

第2 定義

- (1) この要綱において「社会福祉施設等」とは、別表1に掲げる施設をいう。
- (2) この要綱において「施設整備」とは、別表2の左欄に掲げる整備区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる整備内容を行うことをいう。

第3 補助の対象及び補助額

(1) 補助の対象

別表3の第1欄に定める施設の種類ごとに、同表の第2欄に定める設置根拠等により同表の第3欄に定める設置者が設置する施設に係る施設整備事業に要する経費とする。ただし、施設整備費にあっては、次に掲げる経費を除く。

ア 土地の買収又は整地に要する経費

イ 既存建物の買収(既存建物を買収することが建物を新築することより、効率的であると認められる場合における当該建物の買収を除く。)に要する経費

(ただし、社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱(平成17年10月5日付け厚生労働省発社援第1005003号)による施設整備は除く。)

ウ 職員の宿舎に要する経費

エ 防犯対策強化に係る整備における、防犯対策強化以外を目的とした整備に要する費用

オ その他施設整備費として適当と認められない経費

(2) 補助額

補助額は、次により算出する。

なお、前年度以前から県費補助を受けている施設整備事業(継続事業)については、県費補助を受けた初年度の交付要綱に定める算定方法及び単価を適用する。

ただし、事業ごとに算出された補助額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

ア 創設、増築、増改築、改築、拡張、老朽民間社会福祉施設整備及び避難スペース整備(ただし、ウに掲げる施設を除く。)については、次により算出された額を補助額と

する。

- (ア) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表4の第4欄及び別表10の第5欄に定める対象経費の実支出額の合計額と、総事業費から寄附金その他の収入額(社会福祉法人等(営利法人を除く。)の場合は、寄付金収入額を除く。以下同じ。)を控除した額とを比較していずれか少ない方の額を選定する。
- (イ) 別表3の第1欄に定める施設の種類ごとに、別表4の第1欄に定める区分ごとに第2欄に定める種目ごとの第3欄及び別表10の第1欄に定める区分ごとに第3欄に定める種目ごとの第4欄により算出した基準額の合計額
- (ウ) (ア)により選定された額と、(イ)により算出した額とを比較して、いずれか少ない方の額を選定する。
- (エ) (ウ)により算定された額に、別表3の第4欄に定める補助率を乗じて得た額の合計額の範囲内とする。ただし、別表11の第1欄に定める区分ごとに、第2欄に定める対象施設の種類に掲げる場合には、「別表3の第4欄に定める補助率」を「別表11の第3欄に定める補助率」と読み替えて適用する。
- (オ) 保護施設等に地域交流スペースの整備を行うときは、地域交流スペースに係る額を除いて(ア)から(エ)により算定した交付額に、次のaからcのうちいかれか少ない額を加えたものを交付額とする。
- a 地域交流スペースに係る総事業費から地域交流スペースに係る寄附金その他の収入額を控除した額
 - b 地域交流スペースに係る対象経費の実支出額
 - c 地域交流スペースに係る基準額
 - (a) 防災拠点型以外の地域交流スペースの場合 ((b)の場合を除く。) 28,300千円(初度設備相当を併せて整備する場合は29,810千円)
 - (b) 防災拠点型以外の地域交流スペースの場合で、かつ、耐震化等整備又は南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成14年法律第92号)第12条若しくは日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成16年法律第27号)第11条に基づく津波避難対策緊急事業計画に掲げる整備を行う場合 39,390千円(初度設備相当を併せて整備する場合は40,900千円)
 - (c) 防災拠点型地域交流スペースの場合 ((d)の場合を除く。) 38,300千円(初度設備相当を併せて整備する場合は42,400千円)
 - (d) 防災拠点型地域交流スペースの場合で、かつ、耐震化等整備又は南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第12条若しく

は日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第11条に基づく津波避難対策緊急事業計画に掲げる整備を行う場合、54,360千円（初度設備相当を併せて整備する場合は58,460千円）

イ ア以外の事業（ただし、ウに掲げる施設を除く。）については、次により算出された額を補助額とする。

別表5の第2欄に定める種目ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較していずれか少ない額を別表5の第1欄に定める区分ごとに合算した額と当該区分ごとの総事業費から寄附金その他の収入額（社会福祉法人等の場合は、寄附金収入額を除く。）を控除した額とを比較していずれか少ない額に、別表3の第4欄に定める補助率を乗じて得た額の合計額の範囲内とする。ただし、放課後児童クラブ及び病児保育施設の大規模改修については、別表10の第3欄に定める種目ごとに、第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを比較していずれか少ない額を第1欄の区分の総事業費から寄附金その他の収入額（社会福祉法人等の場合は、寄附金収入額を除く。）を控除した額とを比較していずれか少ない額に、別表3の第4欄に定める補助率を乗じて得た額の合計額の範囲内とする。なお、別表11の第1欄に定める区分ごとに、第2欄に定める対象施設の種類に掲げる場合には、「別表3の第4欄に定める補助率」を「別表11の第3欄に定める補助率」と読み替えて適用する。

ウ 国の次世代育成支援対策施設整備交付金の対象となる助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設、児童家庭支援センター、児童自立生活援助事業所、小規模住居型児童養育事業所、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設、福祉型児童発達支援センター、医療型児童発達支援センター、児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所、居宅訪問型児童発達支援事業所、保育所等訪問支援事業所及び障害児相談支援事業所の施設整備については、次により算出された額を補助額とする。

(ア) 補助金の交付の対象となる施設整備事業につき、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表7、別表8-1又は別表8-2で定める基準により算出した合計基礎点数に1,000円を乗じた額を国庫交付基礎額とする。

(イ) (ア)により算出した国庫交付基礎額の施設ごとに、対象経費の実支出額と、総事業費から寄附金その他の収入額（社会福祉法人の場合は、寄附金収入額を除く。）を控除した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じた額を算

出する。

- (ウ) (ア)により算出した額の合計額と、(イ)により算出した額の合計額を比較して少ない方の額に1.5を乗じた額の範囲内とする。

エ 障害児通所支援事業等と障害福祉サービス事業との多機能型事業所における交付基礎点数又は補助基準額については、次により算出す。なお、対象経費の実支出額及び総事業費の算出方法については、原則、①障害児通所支援事業等を実施する部分、②障害福祉サービス事業を実施する部分を各々の床面積の割合で按分する方法とする。ただし、この方法により対象経費を算出することが困難である等の事情がある場合には、この限りではないこととする。

- (ア) 障害児通所支援事業所等にかかる部分について

- a 本体工事費について

- (a) 障害福祉サービス事業と障害児通所支援事業等の定員を合計した多機能型事業所全体の定員の交付基礎点数を選定する。
- (b) (a)で選定した交付基礎点数を多機能型事業所全体の定員で除し、障害児通所支援事業等にかかる定員を乗じた額を本体工事にかかる交付基礎点数とする。
- b 障害福祉サービス事業においても加算される加算項目についてaと同様とする。
- c 障害福祉サービス事業のみ加算される加算項目については加算しない。
- d 障害児相談支援を実施し、施設を整備する場合において、就労定着支援及び自立生活援助並びに相談支援の全部又は一部を併せて実施する場合には、国の次世代育成支援対策施設整備交付金における「障害児相談支援整備加算」について、aと同様とする。
- e 居宅訪問型児童発達支援及び保育所等訪問支援の全部又は一部を実施し、施設を整備する場合において、居宅介護を併せて実施する場合には、国の次世代育成支援対策施設整備交付金における「居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援整備加算」について、aと同様とする。

- (イ) 障害福祉サービス事業にかかる部分について

- a 本体工事費について

- (a) 障害福祉サービス事業と障害児通所支援事業等の定員を合計した多機能型事業所全体の定員の補助基準単価を選定する。
- (b) (a)で選定した補助基準単価を多機能型事業所全体の定員で除し、障害福祉サービス事業にかかる定員を乗じた額を本体工事にかかる補助基

- 準単価とする。
- b 障害児通所支援事業等においても加算される加算項目についてaと同様とする。
 - c 障害児通所支援事業等のみ加算される加算項目については加算しない。
 - d 就労定着支援及び自立生活援助並びに相談支援の全部又は一部を実施し、施設を整備する場合において、障害児相談支援を併せて実施する場合には、社会福祉施設等施設整備費国庫補助金における「就労定着支援、自立生活援助、相談支援整備加算」について、aと同様とする。
 - e 居宅介護を実施し、施設を整備する場合において、居宅訪問型児童発達支援及び保育所等訪問支援の全部又は一部を併せて実施する場合には、社会福祉施設等施設整備費国庫補助金における「居宅介護整備加算」について、aと同様とする。

第4 交付の申請

(1) 提出書類 各2部

- ア 交付申請書(様式第1号)
- イ 交付申請一覧表(様式第2号)
- ウ 申請額算出内訳書(様式第3号、様式第4号)
- エ 事業計画書(様式第5号)
- オ 資金状況調べ(様式第6号)
- カ 歳入歳出予算(見込)書の抄本

(2) 提出期限

別に定める日まで

第5 交付の条件

次に掲げる事項は、交付の決定をする際の条件となるものとする。

- (1) 次に掲げる事項の一に該当する場合には、あらかじめ知事の承認を受けなければならないこと。
 - ア 補助事業の内容の変更をしようとする場合で、次のいずれかに該当するとき。
 - (ア) 施行場所の変更
 - (イ) 建物の規模又は構造の変更(施設の機能を著しく変更しない軽微な変更を除く。)
 - (ウ) 建物等の用途の変更
 - (エ) 入所定員又は利用定員の変更
 - (オ) 事業量の10パーセントを超える変更

イ 補助事業に要する経費の配分の変更(当該事業費の額の20パーセント以下の変更を除く。)をしようとする場合

ウ 補助事業を中止し、又は廃止（一部の中止、又は廃止を含む。）しようとする場合

(2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならないこと。

(3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した機械及び器具（価格が単価30万円以上（ただし、別表1(2)のうち社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第3項第11号に基づく隣保館、生活困窮者・ホームレス自立支援センター及び別表10に規定する設置者が市町の補助事業については50万円以上とする。）に限る。）については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第14条第1項第2号により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し又は廃棄してはならないこと。

(4) 知事の承認を受けて(3)の財産を処分することにより収入及び補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除額があった場合には、その収入及び補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除額の全部又は一部を県に納付されることがあること。

(5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。

(6) 補助金と補助事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした様式第17号による社会福祉施設等施設(設備)整備費補助金調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について、証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日（ただし、別表10に規定する補助事業については、事業完了の日とする。（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日））の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならないこと（設置者が市町の場合に限る。）。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間（別表10に規定する補助事業については、静岡県補助金等交付規則第20条の規定

により、知事が別に定める期間) を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

- (7) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の額の確定の日（ただし、別表10に規定する補助事業については、事業完了の日とする。（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日））の属する年度の終了後5年間保管しなければならないこと（設置者が市町の場合を除く。）。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間（別表10に規定する補助事業については、静岡県補助金等交付規則第20条の規定により、知事が別に定める期間）を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。
- (8) 地方公共団体以外の者が事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。
- (9) 補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならないこと。
- (10) 地方公共団体以外の者が補助事業を行うために締結する契約については、県が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならないこと。
- (11) この補助金に係る補助金の交付と対象経費を重複して、お年玉付き郵便葉書等寄付金配分金、又は、公益財団法人JKA若しくは公益財団法人日本財団の補助金の交付を受けてはならないこと。
- (12) 補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除額が確定した場合（仕入控除税額0円の場合を含む。）は、様式第18号により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに知事に報告しなければならない。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一部（又は一支社、一支部等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、知事に報告があった結果、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合は、当該仕入控除税額の全部又は一部を県に納付しなければならない。

(13) 補助事業者が(1)から(12)に付した条件に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を県に納付させることがある。

第6 変更の承認申請

提出書類 各2部

- ア 変更承認申請書(様式第7号)
- イ 変更申請一覧表(様式第8号)
- ウ 変更申請額算出内訳書(様式第9号、様式第10号)
- エ 変更事業計画書(様式第5号)
- オ 変更歳入歳出予算(見込)書の抄本

第7 実績報告

(1) 提出書類 各2部

- ア 実績報告書(様式第11号)
- イ 精算額一覧表(様式第12号)
- ウ 精算額内訳書(様式第13号、様式第14号)
- エ 事業実績報告書(様式第15号)
- オ 歳入歳出決算(見込)書の抄本

(2) 提出期限

事業完了の日から起算して30日を経過した日(第5の(1)のウにより補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から30日以内)又は翌年度の4月7日のいずれか早い日まで

第8 請求の手続

(1) 提出書類 1部

請求書(様式第16号)

(2) 提出期限

補助金交付額確定通知書を受領した日から起算して10日を経過した日まで

第9 概算払の請求手続

提出書類 各1部

- ア 概算払請求書(様式第16号)
- イ 資金状況調べ(様式第6号)

附 則

- 1 この改正は、昭和62年度分の補助金から適用する。
- 2 この改正前に従前の規定及び様式により取り扱ったものは、改正後の相当の規定及び様式により取り扱ったものとみなす。

附 則

- 1 この改正は、昭和63年度分の補助金から適用する。
- 2 この改正前に従前の規定及び様式により取り扱ったものは、改正後の相当の規定及び様式により取り扱ったものとみなす。

附 則

- 1 この改正は、平成元年度分の補助金から適用する。
- 2 この改正前に従前の規定及び様式により取り扱ったものは、改正後の相当の規定及び様式により取り扱ったものとみなす。

附 則

- 1 この改正は、平成2年度分の補助金から適用する。
- 2 この改正前に従前の規定及び様式により取り扱ったものは、改正後の相当の規定及び様式により取り扱ったものとみなす。
- 3 社会福祉施設等整備費補助金交付要綱（昭和52年1月6日付け社第382号民生部長通知）は廃止する。

附 則

- 1 この改正は、平成3年度分の補助金から適用する。
- 2 この改正前に従前の規定及び様式により取り扱ったものは、改正後の相当の規定及び様式により取り扱ったものとみなす。

附 則

- 1 この改正は、平成4年度分の補助金から適用する。
- 2 この改正前に従前の規定及び様式により取り扱ったものは、改正後の相当の規定及び様式により取り扱ったものとみなす。

附 則

- 1 この改正は、平成5年度分の補助金から適用する。
- 2 この改正前に従前の規定及び様式により取り扱ったものは、改正後の相当の規定及び様式により取り扱ったものとみなす。

附 則

- 1 この改正は、平成6年度分の補助金から適用する。
- 2 この改正前に従前の規定及び様式により取り扱ったものは、改正後の相当の規定及び様式により取り扱ったものとみなす。

附 則

- 1 この改正は、平成7年度分の補助金から適用する。
- 2 この改正前に従前の規定及び様式により取り扱ったものは、改正後の相当の規定及び様式により取り扱ったものとみなす。

附 則

- 1 この改正は、平成8年度分の補助金から適用する。
- 2 この改正前に従前の規定及び様式により取り扱ったものは、改正後の相当の規定及び様式により取り扱ったものとみなす。

附 則

- 1 この改正は、平成9年度分の補助金から適用する。
- 2 この改正前に従前の規定及び様式により取り扱ったものは、改正後の相当の規定及び様式により取り扱ったものとみなす。

附 則

- 1 この改正は、平成10年度分の補助金から適用する。
- 2 この改正前に従前の規定及び様式により取り扱ったものは、改正後の相当の規定及び様式により取り扱ったものとみなす。

附 則

- 1 この改正は、平成11年度分の補助金から適用する。
- 2 この改正前に従前の規定及び様式により取り扱ったものは、改正後の相当の規定及び様式により取り扱ったものとみなす。

附 則

- 1 この改正は、平成12年度分の補助金から適用する。
- 2 この改正前に従前の規定及び様式により取り扱ったものは、改正後の相当の規定及び様式により取り扱ったものとみなす。

附 則

- 1 この改正は、平成13年度分の補助金から適用する。
- 2 この改正前に従前の規定及び様式により取り扱ったものは、改正後の相当の規定及び様式により取り扱ったものとみなす。

附 則

- 1 この改正は、平成14年度分の補助金から適用する。
- 2 この改正前に従前の規定及び様式により取り扱ったものは、改正後の相当の規定及び様式により取り扱ったものとみなす。

附 則

- 1 この改正は、平成15年度分の補助金から適用する。
- 2 この改正前に従前の規定及び様式により取り扱ったものは、改正後の相当の規定及び様式により取り扱ったものとみなす。

附 則

- 1 この改正は、平成16年度分の補助金から適用する。
- 2 この改正前に従前の規定及び様式により取り扱ったものは、改正後の相当の規定及び様式により取り扱ったものとみなす。

附 則

- 1 この改正は、平成17年度分の補助金から適用する。
- 2 この改正前に従前の規定及び様式により取り扱ったものは、改正後の相当の規定及び様式により取り扱ったものとみなす。

附 則

- 1 この改正は、平成18年度分の補助金から適用する。ただし、平成18年度（平成17年度からの繰越分）社会福祉施設等整備費（アスベスト除去及び耐震化整備等）国庫補助金交付要綱に基づき厚生労働大臣が別に認めたものについては、従前の規定により取り扱う。
- 2 この改正前に従前の規定及び様式により取り扱ったものは、改正後の相当の規定及び様式により取り扱ったものとみなす。

附 則

- 1 この改正は、平成19年度分の補助金から適用する。
- 2 この改正前に従前の規定及び様式により取り扱ったものは、改正後の相当の規定及び様式により取り扱ったものとみなす。

附 則

- 1 この改正は、平成20年度分の補助金から適用する。
- 2 この改正前に従前の規定及び様式により取り扱ったものは、改正後の相当の規定及び様式により取り扱ったものとみなす。

附 則

- 1 この改正は、平成21年度分の補助金から適用する。
- 2 この改正前に従前の規定及び様式により取り扱ったものは、改正後の相当の規定及び様式により取り扱ったものとみなす。

附 則

- 1 この改正は、平成22年度分の補助金から適用する。
- 2 この改正前に従前の規定及び様式により取り扱ったものは、改正後の相当の規定

及び様式により取り扱ったものとみなす。

附 則

- 1 この改正は、平成23年度分の補助金から適用する。
- 2 この改正前に従前の規定及び様式により取り扱ったものは、改正後の相当の規定及び様式により取り扱ったものとみなす。

附 則

- 1 この改正は、平成24年度分の補助金から適用する。
- 2 この改正前に従前の規定及び様式により取り扱ったものは、改正後の相当の規定及び様式により取り扱ったものとみなす。

附 則

- 1 この改正は、平成25年度分の補助金から適用する。
なお、平成26年4月1日以降の平成25年度分の補助金に係る書類の提出先は健康福祉部所管課とする。
- 2 この改正前に従前の規定及び様式により取り扱ったものは、改正後の相当の規定及び様式により取り扱ったものとみなす。

附 則

- 1 この改正は、平成26年度分の補助金から適用する。
- 2 この改正前に従前の規定及び様式により取り扱ったものは、改正後の相当の規定及び様式により取り扱ったものとみなす。

附 則

- 1 この改正は、平成27年度分の補助金から適用する。
- 2 この改正前に従前の規定及び様式により取り扱ったものは、改正後の相当の規定及び様式により取り扱ったものとみなす。

附 則

- 1 この改正は、平成28年度分の補助金から適用する。
- 2 この改正前に従前の規定及び様式により取り扱ったものは、改正後の相当の規定及び様式により取り扱ったものとみなす。

附 則

- 1 この改正は、平成29年度分の補助金から適用する。
- 2 この改正前に従前の規定及び様式により取り扱ったものは、改正後の相当の規定及び様式により取り扱ったものとみなす。

附 則

- 1 この改正は、平成30年度分の補助金から適用する。

- 2 この改正前に従前の規定及び様式により取り扱ったものは、改正後の相当の規定及び様式により取り扱ったものとみなす。
- 3 この改正前の社会福祉施設等施設整備費補助金交付要綱（以下「旧要綱」という。）の規定により交付のあった補助金（旧要綱別表2、7及び9の児童養護施設等における自立生活支援室（ステップルーム）の整備に係るものに限る。）については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、令和元年度分の補助金から適用する。
- 2 この改正前に従前の規定及び様式により取り扱ったものは、改正後の相当の規定及び様式により取り扱ったものとみなす。

附 則

- 1 この改正は、令和元年度分の補助金から適用する。
- 2 この改正前に従前の規定及び様式により取り扱ったものは、改正後の相当の規定及び様式により取り扱ったものとみなす。

附 則

- 1 この改正は、令和2年度分の補助金から適用する。
- 2 この改正前に従前の規定及び様式により取り扱ったものは、改正後の相当の規定及び様式により取り扱ったものとみなす。

附 則

- 1 この改正は、令和3年度分の補助金から適用する。
- 2 この改正前に従前の規定及び様式により取り扱ったものは、改正後の相当の規定及び様式により取り扱ったものとみなす。

附 則

- 1 この改正は、令和4年度分の補助金から適用する。
- 2 この改正前に従前の規定及び様式により取り扱ったものは、改正後の相当の規定及び様式により取り扱ったものとみなす。

附 則

- 1 この改正は、令和5年度分の補助金から適用する。
- 2 この改正前に従前の規定及び様式により取り扱ったものは、改正後の相当の規定及び様式により取り扱ったものとみなす。

別表1
社会福祉施設等の定義

区分	施設の分類		
	大分類	中分類	小分類
(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第38条に基づく保護施設	保護施設	救護施設 更生施設 授産施設 宿所提供的施設	
(2) 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条第2項第7号に基づく授産施設((1)による授産施設を除く。)、同法第2条第3項第11号に基づく隣保館及び生活困窮者・ホームレス自立支援センター(以下「社会事業授産施設等」という。)	社会事業授産施設 隣保館 ホームレス自立支援センター		
(3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)(以下「障害者総合支援法」という。)第5条第1項に基づく障害福祉サービス事業(同条第6項に規定する療養介護、同条第7項に規定する生活介護、同条第12項に規定する自立訓練、同条第13項に規定する就労移行支援若しくは同条第14項に規定する就労継続支援に限る。)を行う施設(以下「障害福祉サービス事業所」という。)並びに同条第11項に規定する障害者支援施設	障害福祉サービス事業所 障害者支援施設		

<p>(4) 障害者総合支援法第 5 条第 2 項に規定する居宅介護、同条第 3 項に規定する重度訪問介護、同条第 4 項に規定する同行援護、同条第 5 項に規定する行動援護（以下「居宅介護」という。）、同条第 8 項に規定する短期入所、同条第 15 項に規定する就労定着支援、同条第 16 項に規定する自立生活援助、同条第 17 項に規定する共同生活援助及び同条第 18 項に規定する相談支援を行う事業所</p>	<p>居宅介護事業所 重度訪問介護事業所 同行援護事業所 行動援護事業所 (以下「居宅介護事業所」という。) 短期入所事業所 就労定着支援事業所 自立生活援助事業所 共同生活援助事業所 相談支援事業所</p>		
<p>(5) 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 5 条第 1 項に基づく身体障害者社会参加支援施設（補装具製作施設、盲導犬訓練施設及び視聴覚障害者情報提供施設に限る。）</p>	<p>身体障害者社会参加支援施設</p>	<p>補装具製作施設 盲導犬訓練施設 視聴覚障害者情報提供施設</p>	<p>点字図書館 聴覚障害者情報提供施設</p>

(6) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に基づく児童福祉施設、第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援、同条第4項に規定する放課後等デイサービス、同条の2第5項に規定する居宅訪問型児童発達支援、同条第6項に規定する保育所等訪問支援、同条第7項に規定する障害児相談支援、第6条の3第1項に基づく児童自立生活援助事業を行う事業所、同条第8項に基づく小規模住居型児童養育事業を行う事業所、同条第2項に基づく放課後児童クラブ及び同条第13項に基づく病児保育施設	児童福祉施設 居宅訪問型児童発達支援事業所 児童発達支援事業所 放課後等デイサービス事業所 保育所等訪問支援事業所 障害児相談支援事業所 児童自立生活援助事業所 小規模住居型児童養育事業所 放課後児童クラブ 病児保育施設	助産施設 乳児院 母子生活支援施設 児童養護施設 児童心理治療施設 児童家庭支援センター 障害児入所施設 児童発達支援センター	第一種助産施設 第二種助産施設 福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設 福祉型児童発達支援センター 医療型児童発達支援センター
---	---	--	--

(7) 障害者総合支援法第5条第28項に基づく福祉ホーム	福祉ホーム		
(8) 売春防止法（昭和31年法律第118号）第36条に基づく要保護女子を収容保護するための婦人保護施設	婦人保護施設		
(9) 平成17年10月5日付け社援発第1005010号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等における応急仮設施設整備の国庫補助の取り扱いについて」又は平成18年10月10日付け社援発第1010002号厚生労働省社会・援護局長通知「地方改善施設整備における国庫補助金の算定方法等の取扱いについて」に基づく応急仮設施設	応急仮設施設		
(10) 上記以外の施設であって、当該施設について国が当該施設の設置及び運営についての基準を定めており、かつ、厚生労働大臣が特に整備の必要性を認めるもの	その他施設		

別表2

施設整備の定義

整備区分	整備内容
創設	新たに施設を建設すること。
増築	既存施設の現在定員の増員を図るための増築整備をすること。
増改築	既存施設の現在定員の増員を図るための増築とともに既存施設の改築整備（一部改築を含む。）をすること。
改築	既存施設の改築整備（一部改築及び耐震化等整備を含む。）をすること。
拡張	既存施設の現在定員の増員を行わないで施設の延べ面積の増加を図る整備をすること。
大規模修繕等	既存施設について、「社会福祉施設等施設整備費における大規模修繕等の取扱いについて（平成17年10月5日付け社援発第1005006号厚生労働省社会・援護局長通知）」、「地方改善施設整備における国庫補助金の算定方法等の取扱いについて（平成18年10月10日付け社援発第1010002号厚生労働省社会・援護局長通知）」、「子ども・子育て支援施設整備交付金に係る施設整備の取扱いについて（令和5年8月22日付けこ成事第462号こども家庭庁成育局長通知）」、「次世代育成支援対策施設整備交付金における大規模修繕等の取扱いについて（令和5年8月22日付けこ成事第426号こども家庭庁成育局長通知）」又は「障害者支援施設等における防犯対策等の強化に係る整備について（平成28年11月18日付け社援発1118第3号厚生労働省社会・援護局長通知）」により整備をすること。
スプリンクラー設備等整備	「社会福祉施設等施設整備費におけるスプリンクラー設備等の取扱いについて（平成17年10月5日付け社援発第1005007号厚生労働省社会・援護局長通知）」、「地方改善施設整備における国庫補助金の算定方法等の取扱いについて（平成19年3月28日付け社援発第0328008号厚生労働省社会・援護局長通知）」又は、「次世代育成支援対策施設整備交付金におけるスプリンクラー設備等の取扱いについて（令和5年8月22日付けこ成事第422号こども家庭庁成育局長通知）」により整備をすること。

整備区分	整備内容
老朽民間社会福祉施設整備	社会福祉法人が設置する施設について、「老朽民間社会福祉施設の整備について（平成17年10月5日付け社援発第1005005号厚生労働省社会・援護局長通知）」により改築整備をすること。
老朽民間児童福祉施設整備	社会福祉法人が設置する施設について、「老朽民間児童福祉施設等の整備について（令和5年8月22日付けこ成事第431号こども家庭庁成育局長通知）」により改築整備（一部改築を含む。）をすること。
応急仮設施設設整備	「社会福祉施設等における応急仮設施設整備の国庫補助の取扱いについて（平成17年10月5日付け社援発第1005010号厚生労働省社会・援護局長通知）」、「地方改善施設整備における国庫補助金の算定方法等の取扱いについて（平成18年10月10日付け社援発第1010002号厚生労働省社会・援護局長通知）」、「子ども・子育て支援施設整備交付金に係る施設整備の取扱いについて（令和5年8月22日付けこ成事第462号こども家庭庁成育局長通知）」又は「次世代育成支援対策施設整備交付金における応急仮設施設整備の国庫補助の取扱いについて（令和5年8月22日付けこ成事第428号こども家庭庁成育局長通知）」により整備をすること。
避難スペース整備	「社会福祉施設等施設整備費における在宅障害者向け避難スペース整備の取扱いについて（平成25年2月26日付け障発0226第4号厚生労働省社会・援護局障害健福祉部長通知）」又は「次世代育成支援対策施設整備交付金における在宅障害児向け避難スペース整備の取扱いについて（令和5年8月22日付けこ成事第427号こども家庭庁成育局長通知）」により避難スペース整備をすること。
防犯対策強化に係る整備	「障害者支援施設等における防犯対策等の強化に係る整備について（平成28年11月18日付け社援発1118第3号厚生労働省社会・援護局長通知）」又は「児童福祉施設等における防犯対策強化に係る整備について（令和5年8月22日付けこ成事第429号こども家庭庁成育局長通知）」により整備をすること。
ブロック塀等整備	「地方改善施設整備における国庫補助金の算定方法等の取扱いについて（平成18年10月10日付け社援発第1010002号厚生労働省社会・援護局長通知）」により整備すること。

別表3
補助の対象及び補助率

1 施設の種類	2 設置根拠等	3 設置者	4 補助率
(1) 保護施設	生活保護法第41条	社会福祉法人	4分の3
(2) 社会事業授産施設等 ア 社会事業授産施設	社会福祉法第2条第2項 第7号	社会福祉法人	4分の3
イ 隣保館	隣保館の設置及び運営について（平成14年8月29日付け厚生労働省発社援第0829002号厚生労働事務次官通知）	市町（指定都市を除く）	4分の3
ウ 生活困窮者・ホームレス自立支援センター	ホームレスの自立の支援等に関する基本方針（平成30年7月31日厚生労働省・国土交通省告示第2号）	市町（指定都市を除く）	4分の3
(3) 障害福祉サービス事業所等（増築、増改築及び拡張（以下「増築等」という。）を除く） ア 障害福祉サービス事業所（療養介護を除く。）	障害者総合支援法第79条第2項	障害者総合支援法第79条第2項に基づき事業を実施する法人（社会福祉法人、医療法人、日本赤十字社、公益社団法人、一般社団法人、公益財團法人、一般財團法人、NPO法人又は営利法人等。以下「社会福祉法人等」という。）	4分の3
イ 障害福祉サービス事業所（療養介護に限る。）	障害者総合支援法第79条第2項	社会福祉法人等	4分の3

ウ 障害者支援施設	障害者総合支援法第83条第4項	地方税法（昭和25年法律第226号）第348条第2項第10の6号及び第10の7号の規定により固定資産税を課されないこととされている法人（社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人又は公益財団法等。医療法人を除く。）	4分の3
(4) 居宅介護事業所、短期入所事業所、就労定着支援事業所、自立生活援助事業所、共同生活援助事業所及び相談支援事業所（創設、大規模修繕等、応急仮設施設整備で自己所有物件の場合に限る。）	障害者総合支援法第79条第2項	社会福祉法人等	4分の3
(5) 身体障害者社会参加支援施設（増築等を除く。）	身体障害者福祉法第28条第3項	社会福祉法人	4分の3
(6) 児童福祉施設等 ア 児童福祉施設 (イ、ウの施設を除く)（増築等を除く。）	児童福祉法第35条第4項	社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人又は公益財団法人	4分の3
イ 助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設、児童家庭支援センター	児童福祉法第35条第4項	社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人又は公益財団法人	定額
ウ 児童発達支援セン	児童福祉法第35条第4項	社会福祉法人等	4分の3

	タ一		
エ	児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所、居宅訪問型児童発達支援事業所、保育所等訪問支援事業所及び障害児相談支援事業所	児童福祉法第34条の3 第2項	社会福祉法人等 4分の3
オ	児童自立生活援助事業所	児童福祉法第6条の3 第1項	社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人又は児童福祉法第6条の3 第1項に基づき事業を実施する県が認めた法人 定額
カ	小規模住居型児童養育事業所	児童福祉法第6条の3 第8項	社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人又は児童福祉法第6条の3 第8項に基づき事業を実施する県が認めた法人 定額
キ	放課後児童クラブ	児童福祉法第6条の3 第2項	市町 3分の1 (6分の1) 【12分の1】 社会福祉法人、学校法人、公益社団法人、公益財団法人又は市町が認めた者 設置者が事業に要する経費の9分の2(8分の1)【16分の1】の範囲内で、かつ市町が補助するのに要する経費の3分の1(6分の1)【12分】

			の 1】以内 (括弧内補助率は「子ども・子育て支援施設整備交付金にかかる施設整備の取扱いについて（令和5年8月22日付けこ成事第462号こども家庭庁成育局長通知）」第1の2に基づく整備を行う場合に適用）（【】内補助率は「子ども・子育て支援施設整備交付金にかかる施設整備の取扱いについて（令和5年8月22日付けこ成事第462号こども家庭庁成育局長通知）」第1の3に基づく整備を行う場合に適用）
ク 病児保育施設	児童福祉法第6条の3第13項	市町	3分の1 設置者が事業に要する経費の10分の3の範囲内で、かつ

		者	市町が補助するのに要する経費の3分の1以内
(7) 福祉ホーム	障害者総合支援法第5条第28項	社会福祉法人等	4分の3
(8) 婦人保護施設	売春防止法第36条	社会福祉法人	4分の3
(9) 応急仮設施設 ア 児童厚生施設及びイの施設を除く社会福祉施設等	社会福祉施設等における応急仮設施設整備の国庫補助の取扱いについて(平成17年10月5日付け社援発第1005010号厚生労働省社会・援護局長通知)	本表中の施設の種類ごとに定められている設置者	4分の3
イ 隣保館及び生活困窮者・ホームレス自立支援センター	地方改善施設整備における国庫補助金の算定方法等の取扱いについて(平成19年3月28日付け社援発第0328008号厚生労働省社会・援護局長通知)	本表中の施設の種類ごとに定められている設置者	4分の3
(10) 上記以外の施設であって、当該施設について国が当該施設の設置及び運営についての基準を定めており、かつ、厚生労働大臣が特に整備の必要性を認めるもの	別途厚生労働大臣が定める基準等	市町(指定都市を除く)、社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人又は公益財団法人	3分の2から4分の3まで

別表4

算 定 基 準
(創設、増築、増改築、改築、拡張、老朽民間社会福祉施設整備及び避難スペース整備)

1 区分	2 種目	3 基 準 額	4 対 象 経 費
施設整備費	本体工事費	<p>ア 定員1人当たり基準単価を適用する場合 別表6に掲げる定員1人当たり基準単価に定員を乗じて得た額を基準額とする。</p> <p>イ 1施設当たり基準単価を適用する場合 別表6に掲げる1施設当たり基準単価(多機能型事業所を整備する場合には、多機能型として一体的に行う各事業の利用定員の合計に応じた基準単価)を基準額とする。</p> <p>ウ 1世帯当たり基準単価を適用する場合 別表6に掲げる1世帯当たり基準単価に定員(世帯)を乗じて得た額を基準額とする。</p> <p>エ 一部改築及び既存施設を拡張する場合 社会福祉施設等施設整備費における一部改築及び拡張に係る国庫負担(補助)金の算出方法の取扱いについて(平成17年10月5日付け社援発第1005009号厚生労働省社会・援護局長通知)又は、地方改善施設整備における国庫補助金の算定方法等の取扱いについて(平成18年10月10日付け社援発第1010002号厚生労働省社会・援護局長通知)により算出された額を基準額とする。</p> <p>オ 都市部等において高層化して整備する場合であって、都市部における社会福祉施設の整備の促進について(平成17年10月5日付け社援発第1005011号厚生労働省社会・援護局長通知)に定める基準に適合する整備を行うときは、上記に定める方法により算定された額に対して0.08を乗じて得た額を加算する。</p>	<p>施設整備(施設の整備と一体的に整備するものであって、知事が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費(この交付要綱の第3の(1)アからオまでに定める費用を除く。)及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする(以下同じ。)。</p> <p>ただし、別の補助金若しくはこの区分と別の区分又はこの種目とは別の種目において別途補助対象とする費用を除き(以下同じ。)、工事費又は工事請負費にはこれと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む(以下同じ。)。</p>

	力 離島振興法（昭和28年法律第72号） 第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域に所在する場合は、上記に定める方法により算定された額に対して0.08を乗じて得た額を加算する。	
介護用 リフト 等特殊 附帯工 事費	知事が必要と認めた施設及び額とする。	介護用リフト等の整備に必要な工事費又は工事請負費
授産施 設近代 化整備 工事費	知事が必要と認めた施設及び額とする。	授産施設近代化の整備に必要な工事費又は工事請負費
授産施 設等整 備工事 費	知事が必要と認めた施設及び額とする。	授産施設等の整備に必要な工事費又は工事請負費
防犯対 策強化 に係る 整備	知事が必要と認めた施設及び額とする。	婦人保護施設の防犯対策強化に係る整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費
解体撤 去工事 費及び 仮設施 設整備 工事費	知事が必要と認めた施設及び額とする。	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮設施設整備に必要な賃借料工事費又は工事請負費

別表5

算 定 基 準

(別表4、別表7、別表8-1、別表8-2、別表10及び別表11に掲げる整備以外の事業)

1 区分	2 種目	3 基 準 額	4 対 象 経 費
施設整備費	本体工事費	<p>大規模修繕及びその他の特別な工事費については、知事が必要と認めた額とする。</p> <p>なお、大規模修繕のうち、別表3-1(4)の共同生活援助事業所については、1共同生活住居当たりの基準額を30万円以上のものを対象とし、上限額を1,000万円（ただし、エレベーター等設置整備とその他の改修整備を行う場合の上限は、1,200万円以内、エレベーター等設置整備のみを行う場合の上限は、200万円以内）とする。</p> <p>短期入所事業所については、30万円以上のものを対象とし、上限額を600万円（ただし、短期入所事業以外の施設（以下、「本体施設」という）の改修と一体的に改修工事を行う場合は、本体施設の一部とみなして本体施設に係る補助基準を適用）のものとする。</p>	<p>施設整備に必要な工事費又は工事請負費（この交付要綱の第3の(1)アからオまでに定める費用を除く。）及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする。以下同じ。）</p> <p>ただし、別の補助金若しくはこの区分と別の区分又はこの種目とは別の種目において別途補助対象とする費用を除き（以下同じ。）、工事費又は工事請負費にはこれと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む（以下同じ。）。</p>
	スプリンクラー設備等工事費（既存施設）	知事が必要と認めた施設及び額とする。	スプリンクラー設備等に必要な工事費又は工事請負費
	ブロック塀等工事費	知事が必要と認めた施設及び額とする。	ブロック塀等整備に必要な工事費又は工事請負費

別表 6

本体工事費基準単価（定員 1 人（1 施設又は 1 世帯）当たり）

(単位：円)

施 設 の 種 類 等				定員 1 人（1 施設又は 1 世帯）当たりの基準単価
救護施設	本体	都市部	8,680,000	
		標準	8,267,000	
		初度設備相当加算	127,000	
更生施設	個室整備加算	都市部	606,000	
		標準	578,000	
		初度設備相当加算	127,000	
授産施設	本体	都市部	8,680,000	
		標準	8,267,000	
		初度設備相当加算	127,000	
宿所提供的施設	個室整備加算	都市部	606,000	
		標準	578,000	
		初度設備相当加算	127,000	
社会事業授産施設	本体	都市部	3,734,000	
		標準	3,560,000	
		初度設備相当加算	127,000	
日常生活支援住居施設	本体	都市部	2,974,000	
		標準	2,840,000	
		初度設備相当加算	127,000	
隣保館（1 施設）	本体（132m ² 以上661m ² 以内）	都市部	136,400,000	
		標準	130,000,000	
		初度設備相当加算	2,267,000	
隣保館デイサービス事業のための訓練室等を整備する場合の加算額（146m ² 以内）	本体（132m ² 以上661m ² 以内）	都市部	30,267,000	
		標準	28,934,000	
		初度設備相当加算	2,614,000	
隣保館デイサービス事業のうち給食部門を整備する場合の加算額（135m ² 以内）	本体（132m ² 以上661m ² 以内）	都市部	28,134,000	
		標準	26,800,000	
		初度設備相当加算	1,090,000	
生活困窮者・ホームレス自立支援センター	通常型	本体（1 施設） (132m ² 以上661m ² 以内)	都市部	136,400,000
			標準	130,000,000
		初度設備相当加算	2,267,000	
通常型	居住部門 * 定員1人当たり	都市部	738,000	
		標準	703,000	
		初度設備相当加算	67,000	
小規模型	本体（1 施設） (441m ² 以内)	都市部	90,667,000	
		標準	86,400,000	
		初度設備相当加算	2,040,000	
小規模型	居住部門 * 定員1人当たり	都市部	738,000	
		標準	703,000	
		初度設備相当加算	67,000	

別表 6

本体工事費基準単価（定員 1 人（1 施設又は 1 世帯）当たり）

（単位：円）

施 設 の 種 類 等			定員 1 人（1 施設又は 1 世帯）当たりの基準単価	
生活介護 自立訓練 就労移行支援 就労継続支援 (1 施設)	本体 (日中活動部分)	利用定員 20 人 以下	都市部 標準 80,000,000 76,134,000	
		21 人 ~ 40 人	都市部 標準 161,067,000 153,467,000	
		41 人 ~ 60 人	都市部 標準 269,200,000 256,400,000	
		61 人 ~ 80 人	都市部 標準 378,000,000 360,000,000	
		81 人 ~ 100 人	都市部 標準 487,200,000 464,000,000	
		101 人 ~ 120 人	都市部 標準 594,800,000 566,534,000	
		121 人 以上	都市部 標準 704,000,000 670,534,000	
	施設入所支援整備加算及び本体 (宿泊型自立訓練)	利用定員 20 人 以下	都市部 標準 64,400,000 61,334,000	
		21 人 ~ 40 人	都市部 標準 130,000,000 123,867,000	
		41 人 ~ 60 人	都市部 標準 217,467,000 207,200,000	
		61 人 ~ 80 人	都市部 標準 306,400,000 291,867,000	
		81 人 ~ 100 人	都市部 標準 393,600,000 374,934,000	
		101 人 ~ 120 人	都市部 標準 482,400,000 459,600,000	
		121 人 以上	都市部 標準 570,000,000 542,934,000	
就労・訓練事業等整備加算			都市部 標準 61,600,000 58,800,000	
大規模生産設備等整備加算			都市部 標準 203,067,000 193,467,000	
短期入所整備加算			都市部 標準 16,800,000 16,000,000	
発達障害者支援センター整備加算			都市部 標準 19,467,000 18,534,000	
就労定着支援、自立生活援助、相談支援整備加算			都市部 標準 13,734,000 13,200,000	
居宅介護整備加算			都市部 標準 9,254,000 8,814,000	
避難スペース整備加算			都市部 標準 53,600,000 51,067,000	

別表6

本体工事費基準単価（定員1人（1施設又は1世帯）当たり）

（単位：円）

施 設 の 種 類 等			定員1人（1施設又は1世帯）当たりの基準単価	
療養介護 (1施設)	本体	利用定員 20人	都市部 145,467,000 標準 138,534,000	
		21人～40人	都市部 292,267,000 標準 278,400,000	
		41人～60人	都市部 486,934,000 標準 463,867,000	
		61人～80人	都市部 685,467,000 標準 652,800,000	
		81人～100人	都市部 882,000,000 標準 840,000,000	
		101人～120人	都市部 1,078,400,000 標準 1,027,067,000	
		121人以上	都市部 1,274,934,000 標準 1,214,267,000	
		就労・訓練事業等整備加算	都市部 61,600,000 標準 58,800,000	
		大規模生産設備等整備加算	都市部 203,067,000 標準 193,467,000	
		短期入所整備加算	都市部 16,800,000 標準 16,000,000	
		発達障害者支援センター整備加算	都市部 19,467,000 標準 18,534,000	
		就労定着支援、自立生活援助、相談支援整備加算	都市部 13,734,000 標準 13,200,000	
		居宅介護整備加算	都市部 9,254,000 標準 8,814,000	
		避難スペース整備加算	都市部 53,600,000 標準 51,067,000	
共同生活援助 (1施設)	本体	定員4人～10人	都市部 38,000,000 標準 36,134,000	
		短期入所整備加算	都市部 16,800,000 標準 16,000,000	
		エレベーター等設置整備加算	都市部 3,000,000 標準 2,867,000	
		就労定着支援、自立生活援助、相談支援整備加算	都市部 13,734,000 標準 13,200,000	
		居宅介護整備加算	都市部 9,254,000 標準 8,814,000	
		避難スペース整備加算	都市部 53,600,000 標準 51,067,000	
		増築整備（既存施設の現在定員の増員）	都市部 40,000,000 標準 38,134,000	
短期入所（短期入所のみの整備の場合）（1施設）		都市部 20,267,000 標準 19,334,000		
就労定着支援、自立生活援助、相談支援（各事業のみの整備の場合）		都市部 13,734,000 標準 13,200,000		

別表6

本体工事費基準単価（定員1人（1施設又は1世帯）当たり）

（単位：円）

施 設 の 種 類 等		定員1人（1施設又は1世帯）当たりの基準単価	
居宅介護（居宅介護のみの整備の場合）	都市部 標準	9,254,000 8,814,000	
避難スペース整備（避難スペースのみの整備の場合）	都市部 標準	53,600,000 51,067,000	
補装具製作施設（1施設）	都市部 標準	20,267,000 19,334,000	
盲導犬訓練施設（1施設）	都市部 標準	251,734,000 239,867,000	
点字図書館（1施設）	都市部 標準	69,067,000 65,867,000	
聴覚障害者情報提供施設（1施設）	都市部 標準	93,200,000 88,800,000	
（耐震化等整備を行う場合）	都市部 標準	11,867,000 11,307,000	
救護施設	都市部 標準	11,867,000 11,307,000	
（耐震化等整備を行う場合）	都市部 標準	11,867,000 11,307,000	
更生施設	都市部 標準	214,134,000 204,000,000	
（耐震化等整備を行う場合（障害者支援施設の改築として行う場合に限る。次項において同じ。））	本体 (日中活動部分)	41人～60人 61人～80人 81人～100人 101人～120人 121人以上	357,067,000 340,000,000 501,600,000 477,734,000 646,400,000 615,600,000 789,600,000 752,000,000 934,000,000 889,600,000
生活介護 自立訓練 就労移行支援 就労継続支援 (1施設)	施設入所支援 整備加算	利用定員 40人以下 41人～60人 61人～80人 81人～100人 101人～120人 121人以上	172,800,000 164,534,000 288,667,000 274,934,000 406,267,000 386,934,000 522,134,000 497,334,000 640,267,000 609,867,000 756,000,000 720,000,000
		就労・訓練事業等整備加算	81,867,000 78,000,000
		短期入所整備加算	18,400,000 17,600,000
		発達障害者支援センター整備加算	25,600,000 24,400,000

別表 6

本体工事費基準単価（定員 1 人（1 施設又は 1 世帯）当たり）

(単位：円)

施 設 の 種 類 等	定員 1 人（1 施設又は 1 世帯）当たりの基準単価												
(南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法又は日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく津波避難対策緊急事業計画に掲げる整備を行う場合) 救護施設	都市部 11,867,000 標準 11,307,000												
(南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法又は日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく津波避難対策緊急事業計画に掲げる整備を行う場合) 更生施設	都市部 11,867,000 標準 11,307,000												
(南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法又は日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく津波避難対策緊急事業計画に掲げる整備を行う場合) 授産施設	都市部 5,080,000 標準 4,840,000												
(南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法又は日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく津波避難対策緊急事業計画に掲げる整備を行う場合) 宿所提供的施設	都市部 4,040,000 標準 3,840,000												
(南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法又は日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく津波避難対策緊急事業計画に掲げる整備を行う場合) 社会事業授産施設	都市部 5,080,000 標準 4,840,000												
(南海トラフ特別措置法又は日本海溝・千島海溝地震特別措置法に基づく整備を行う場合) 生活介護 自立訓練 就労移行支援 就労継続支援 (1 施設)	本体 (日中活動部分) <table> <tr> <td>利用定員 40 人 以下</td> <td>都市部 214,134,000 標準 204,000,000</td> </tr> <tr> <td>41 人 ~ 60 人</td> <td>都市部 356,934,000 標準 340,000,000</td> </tr> <tr> <td>61 人 ~ 80 人</td> <td>都市部 501,600,000 標準 477,734,000</td> </tr> <tr> <td>81 人 ~ 100 人</td> <td>都市部 646,134,000 標準 615,467,000</td> </tr> <tr> <td>101 人 ~ 120 人</td> <td>都市部 789,334,000 標準 751,867,000</td> </tr> <tr> <td>121 人 以上</td> <td>都市部 933,734,000 標準 889,334,000</td> </tr> </table>	利用定員 40 人 以下	都市部 214,134,000 標準 204,000,000	41 人 ~ 60 人	都市部 356,934,000 標準 340,000,000	61 人 ~ 80 人	都市部 501,600,000 標準 477,734,000	81 人 ~ 100 人	都市部 646,134,000 標準 615,467,000	101 人 ~ 120 人	都市部 789,334,000 標準 751,867,000	121 人 以上	都市部 933,734,000 標準 889,334,000
利用定員 40 人 以下	都市部 214,134,000 標準 204,000,000												
41 人 ~ 60 人	都市部 356,934,000 標準 340,000,000												
61 人 ~ 80 人	都市部 501,600,000 標準 477,734,000												
81 人 ~ 100 人	都市部 646,134,000 標準 615,467,000												
101 人 ~ 120 人	都市部 789,334,000 標準 751,867,000												
121 人 以上	都市部 933,734,000 標準 889,334,000												

別表 6

本体工事費基準単価（定員 1 人（1 施設又は 1 世帯）当たり）

（単位：円）

施 設 の 種 類 等			定員 1 人（1 施設又は 1 世帯）当たりの基準単価	
施設入所支援整備加算	利用定員 40人以下	都市部	172,667,000	
		標準	164,400,000	
		都市部	288,534,000	
		標準	274,800,000	
		都市部	406,134,000	
		標準	386,800,000	
	61人～80人	都市部	522,134,000	
		標準	497,334,000	
		都市部	639,867,000	
	81人～100人	標準	609,467,000	
		都市部	755,600,000	
	101人～120人	標準	719,734,000	
		都市部	81,600,000	
	就労・訓練事業等整備加算	標準	77,734,000	
		都市部	18,400,000	
		標準	17,600,000	
（南海トラフ特別措置法又は日本海溝・千島海溝地震特別措置法に基づく整備を行う場合） 療養介護（1施設）	本体	利用定員 40人以下	都市部	25,600,000
			標準	24,400,000
		41人～60人	都市部	388,534,000
			標準	370,000,000
		61人～80人	都市部	648,000,000
			標準	617,200,000
			都市部	910,934,000
	81人～100人	標準	867,600,000	
		101人～120人	都市部	1,172,400,000
			標準	1,116,667,000
		121人以上	都市部	1,434,000,000
			標準	1,365,867,000
	就労・訓練事業等整備加算	都市部	1,695,200,000	
		標準	1,614,400,000	
		都市部	81,467,000	
	短期入所整備加算	標準	77,600,000	
		都市部	22,267,000	
		標準	21,200,000	
（南海トラフ特別措置法又は日本海溝・千島海溝地震特別措置法に基づく整備を行う場合） 共同生活援助（1施設）	本体	定員 4人～10人	都市部	25,600,000
			標準	24,400,000
	短期入所整備加算	都市部	50,800,000	
		標準	48,400,000	

別表 6

本体工事費基準単価（定員 1 人（1 施設又は 1 世帯）当たり）

(単位：円)

施 設 の 種 類 等		定員 1 人（1 施設又は 1 世帯）当たりの基準単価	
(地震対策緊急整備事業計画のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合）として行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合）として行う場合)		本体	
		初度設備相当加算	
		都市部 標準	9,640,000
			9,187,000
			140,000
救護施設		個室整備加算	
		都市部 標準	674,000
			642,000
(地震対策緊急整備事業計画のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合）として行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合）として行う場合)		利用定員 20 人 以下	
		都市部 標準	88,800,000
			84,667,000
		都市部 標準	178,934,000
			170,534,000
		都市部 標準	299,067,000
			284,800,000
		都市部 標準	420,000,000
			400,000,000
		都市部 標準	541,334,000
			515,467,000
		都市部 標準	660,934,000
			629,467,000
		都市部 標準	782,267,000
			745,067,000
生活介護 自立訓練 (1 施設)		利用定員 20 人 ～ 40 人	
		都市部 標準	71,467,000
			68,134,000
		都市部 標準	144,400,000
			137,600,000
		都市部 標準	241,600,000
			230,134,000
		都市部 標準	340,400,000
			324,267,000
		都市部 標準	437,334,000
			416,667,000
		都市部 標準	536,000,000
			510,667,000
		都市部 標準	633,334,000
			603,334,000
施設入所支援整備加算及び本体 (宿泊型自立訓練)		1 21 人 以上	

別表 6

本体工事費基準単価（定員 1 人（1 施設又は 1 世帯）当たり）

（単位：円）

施 設 の 種 類 等		定員 1 人（1 施設又は 1 世帯）当たりの基準単価		
（地震対策緊急整備事業計画のうち、同法別表第 1 に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合）として耐震化等整備を行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第 1 に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合）として耐震化等整備を行う場合） 救護施設	就労・訓練事業等整備加算	都市部 標準	68,534,000 65,334,000	
	大規模生産設備等整備加算	都市部 標準	225,600,000 214,934,000	
	短期入所整備加算	都市部 標準	18,667,000 17,734,000	
	発達障害者支援センター整備加算	都市部 標準	21,600,000 20,667,000	
	就労定着支援、自立生活援助、相談支援整備加算	都市部 標準	15,334,000 14,667,000	
	居住介護整備加算	都市部 標準	10,280,000 9,800,000	
	避難スペース整備加算	都市部 標準	59,467,000 56,667,000	
（地震対策緊急整備事業計画のうち、同法別表第 1 に掲げる社会福祉施設（木造の障害者支援施設（この項及び次項において同じ。）の改築として行う場合）として耐震化等整備を行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第 1 に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合）として耐震化等整備を行う場合） 生活介護 自立訓練 (1 施設)	本体 (日中 活動部 分)	利用定員 40 人 以下	新規 標準	13,187,000 12,560,000
		41 人 ~ 60 人	都市部 標準	238,000,000 226,667,000
		61 人 ~ 80 人	都市部 標準	396,667,000 377,867,000
		81 人 ~ 100 人	都市部 標準	557,334,000 530,800,000
		101 人 ~ 120 人	都市部 標準	718,134,000 684,000,000
		121 人 以上	都市部 標準	877,334,000 835,467,000
	施設入 所支援 整備加 算	利用定員 40 人 以下	都市部 標準	1,037,734,000 988,400,000
		41 人 ~ 60 人	都市部 標準	192,000,000 182,800,000
		61 人 ~ 80 人	都市部 標準	320,667,000 305,467,000
		81 人 ~ 100 人	都市部 標準	451,334,000 430,000,000
		101 人 ~ 120 人	都市部 標準	580,134,000 552,667,000
		121 人 以上	都市部 標準	711,334,000 677,600,000
		就労・訓練事業等整備加算	都市部 標準	840,000,000 800,000,000
		短期入所整備加算	都市部 標準	90,934,000 86,667,000
		発達障害者支援センター整備加算	都市部 標準	20,400,000 19,467,000

別表 6

本体工事費基準単価（定員 1 人（1 施設又は 1 世帯）当たり）

（単位：円）

施 設 の 種 類 等	定員 1 人（1 施設又は 1 世帯）当たりの基準単価
婦人保護施設	本体（1 世帯）
	初度設備加算（1 世帯）
	心理療法室整備加算（1 施設）
	地域交流スペース（1 施設）
	初度設備加算（1 施設）
	地域交流スペース（防災拠点型）（1 施設）
	初度設備加算（1 施設）
	余裕教室活用促進事業（1 施設）
	初度設備加算（1 施設）
	特殊付帯工事（津波避難対策緊急事業計画に基づく場合以外）（1 施設）
	特殊付帯工事（津波避難対策緊急事業計画に基づく場合）（1 施設）
(南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第12条第1項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業のうち、同項第4号に基づき政令で定める施設及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号）第11条第1項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業のうち同項第4号に基づき政令で定める施設として行う場合)	本体（1 世帯）
	初度設備加算（1 世帯）
	心理療法室整備加算（1 施設）
婦人保護施設	
(耐震化整備を行う場合)	本体（1 世帯）
婦人保護施設	

1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて（平成17年10月5日社援発第1005012号）」により、都市部特例割増算後の単価であること。

2 本体単価と各種加算、解体撤去費用及び仮設施設整備工事費の合計額を基準額とする。
(本体単価について、宿泊型自立訓練のみを行う事業所は、「本体（宿泊型自立訓練）」、宿泊型自立訓練と併せて自立訓練等の日中活動を行う事業所は「本体（日中活動部分）+本体（宿泊型自立訓練）」の単価とする。)

3 個室整備の加算は、定員の3割以内を限度とする。

4 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」又は「短期入所（短期入所のみの整備の場合）」に2分の1を乗じた額を基準額とする。

5 婦人保護施設における改築整備に係る初度設備加算は、補助基準額の2分の1以内で知事が必要と認めた額であること。

6 婦人保護施設で一時保護委託を受け入れるための整備をする場合には、当該本体及び初度設備加算（一世帯あたり）の補助基準額を適用する。

別表 7

算 定 基 準

(助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設、児童家庭支援センター、児童自立生活援助事業所、小規模住居型児童養育事業所、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設、福祉型児童発達支援センター、医療型児童発達支援センター、児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所、居宅訪問型児童発達支援事業所、保育所等訪問支援事業所及び障害児相談支援事業所整備事業のうち創設、増築、改築、拡張、老朽民間児童福祉施設整備及び避難スペース整備)

1 区分	2 種目	3 基 準	4 対 象 経 費
施 設 整備費	本 体 工事費	<p>ア 定員1人当たり交付基礎点数を適用する場合 別表9に掲げる定員1人当たり交付基礎点数に定員を乗じて得たものを基準とする。</p> <p>イ 1施設当たり交付基礎点数を適用する場合 別表9に掲げる1施設当たり交付基礎点数を基準とする。</p> <p>ウ 1世帯当たり交付基礎点数を適用する場合 別表9に掲げる1世帯当たり交付基礎点数に定員(世帯)を乗じて得たものを基準とする。</p> <p>エ 1グループケア当たり交付基礎点数を適用する場合 別表9に掲げる1グループケア当たり交付基礎点数にグループケア数を乗じて得たものを基準とする。</p> <p>オ 一部改築及び既存施設を拡張する場合 次世代育成支援対策施設整備交付金における一部改築及び拡張に係る交付金の算出方法の取扱いについて (平成20年6月12日付け雇児発第0612005号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)により算出されたものを基準とする。</p> <p>カ 離島振興法(昭和28年法律第72号) 第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域に所在する場合は、上記に定める方法により算定されたものに対して0.08を乗じて得たものを加算する。</p> <p>キ 地域に密着した独自の事業を実施するための場等を確保する整備であつて、平成20年6月12日雇児発第0612008号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「次世代育成支援対策施設整備交付金における地域福祉の推進等を図るためのスペース(地</p>	<p>施設整備(施設の整備と一体的に整備するものであって、知事が必要と認めた整備を含む)に必要な工事費又は工事請負費(この交付要綱の第3の(1)アからオまでに定める費用を除く。)及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする(以下同じ。)。</p> <p>ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途補助対象とする費用を除き(以下同じ。)、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む(以下同じ。)。</p>

	域交流スペース) の整備について」に定める基準に適合する整備を行うときは、別表 9 に定める交付基礎点数を基準とする。	
特殊附帯工事費	別表 9 に掲げる 1 施設当たり交付基礎点数を基準とする。	特殊付帯工事に必要な工事費又は工事請負費
解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費	別表 9 に掲げる 1 単位当たり交付基礎点数を基準とする。	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮設施設整備に必要な賃借料工事費又は工事請負費

別表8－1

算 定 基 準

(助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設、児童家庭支援センター、児童自立生活援助事業所、小規模住居型児童養育事業所、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設、福祉型児童発達支援センター、医療型児童発達支援センター、児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所、居宅訪問型児童発達支援事業所、保育所等訪問支援事業所及び障害児相談支援事業所のうち別表7及び別表8－2に掲げる整備以外の事業)

1 区分	2 種目	3 基 準	4 対 象 経 費
施 設 整備費	本 体 工事費	大規模修繕及びその他の特別な工事費については、知事が必要と認めた点数とする。ただし、第4欄に定める対象経費の実支出額を2,000で除して得た点数（以下「実支出額を2,000で除して得た点数」という。）がこれに満たないときは、実支出額を2,000で除して得た点数とする。	施設整備に必要な工事費又は工事請負費（この交付要綱の第3の(1)アからオまでに定める費用を除く。）及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする。以下同じ。） ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途補助対象とする費用を除き（以下同じ。）、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む（以下同じ。）。
	スプリングクラ一設備等工事費 (既存施設)	別表9による「交付基礎点数表」に基づき、算出されたものを基準とする。	スプリンクラー設備等に必要な工事費又は工事請負費
	仮設施設整備工事費	大規模修繕等については、知事が必要と認めた点数とする。ただし、第4欄に定める対象経費の実支出額を2,000で除して得た点数（以下「実支出額を2,000で除して得た点数」という。）がこれに満たないときは、実支出額を2,000で除して得た点数とする。	仮設施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費

別表8－2

算定基準

(助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設、児童家庭支援センター、児童自立生活援助事業所、小規模住居型児童養育事業所、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設、福祉型児童発達支援センター、医療型児童発達支援センター、児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所、居宅訪問型児童発達支援事業所、保育所等訪問支援事業所及び障害児相談支援事業所整備事業のうち防犯対策強化に係る整備)

1 区分	2 種目	3 基 準	4 対象経費
施設整備費	本体工事費	<p>ア 門、フェンス等の外構の設置、修繕等 次のいずれかの低い方の価格を2,000で除した点数を基準とする。 (1)公的機関（県又は市町の建築課等）の見積り (2)工事請負業者2社の見積りを比較して、低い方の見積り</p> <p>※ただし、見積り額について、入所施設は1,000,000円未満の場合は本事業の対象としない。</p> <p>イ 非常通報装置等の設置 次のいずれかの低い方の価格を2,000で除した点数と900点を比較して、いずれか少ない方の点数を基準とする。 (1)公的機関（県又は市町の建築課等）の見積り (2)工事請負業者2社の見積りを比較して、低い方の見積り</p> <p>※ただし、見積り額について、300,000円未満の場合は本事業の対象としない。</p>	<p>防犯対策の強化に係る整備に必要な工事費又は工事請負費（第3の(1)ア～オに定める費用を除く。）及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。</p> <p>ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p>

別表9

本体工事費交付基礎点数表（定員1人（1施設、1世帯又は1グループケア）当たり）

（単位：点）

施 設 の 種 類 等		定員1人（1施設、1世帯又は1グループケア）当たりの交付基礎点数
助産施設	本体 初度設備相当加算	3,735 411
乳児院	本体 初度設備相当加算(30人以下) (30人を超える部分)	2,356 61 28
	小規模グループケア整備加算（1グループケア）	2,297
	心理療法室整備加算（1施設）	19,135
	子育て短期支援事業のための居室等整備加算 初度設備相当加算	648 53
	年齢延長児を受け入れたための居室等整備加算	565
	病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合	813
	親子生活訓練室整備加算（1世帯）	3,676
母子生活支援施設	本体（1世帯） 初度設備相当加算	8,530 61
	心理療法室整備加算（1施設）	19,135
	子育て短期支援事業のための居室等整備加算（1世帯） 初度設備相当加算	4,689 53
	病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合	813
	母子家庭等子育て支援室整備加算 初度設備相当加算	1,166 16
児童養護施設	本体 初度設備相当加算	3,605 61
	小規模グループケア整備加算（1グループケア）	5,596
	心理療法室整備加算（1施設）	19,135
	子育て短期支援事業のための居室等整備加算 初度設備相当加算	1,319 53
	病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合	813
	乳児を受け入れたためのはふく室又は養育室等を整備する場合	212
	親子生活訓練室整備加算（1世帯）	3,676
児童心理治療施設	本体 初度設備相当加算	4,265 61
	小規模グループケア整備加算（1グループケア）	5,172
	心理療法室整備加算（1施設）	29,409
	親子生活訓練室整備加算（1世帯）	3,676
	通所部門整備加算 初度設備相当加算	1,779 50
児童家庭支援センター	本体（1施設）	11,617
小規模住居型児童養育事業所	本体 初度設備相当加算	5,125 61
児童自立生活援助事業所	本体 初度設備相当加算	4,677 61

(注)

- 1 改築整備に係る初度設備相当加算は、交付基礎点数の2分の1以内で知事の必要と認めたポイントであること。
- 2 一部改築及び拡張に係る交付基礎点数は、「次世代育成支援対策施設整備交付金における一部改築及び拡張に係る交付金の算定方法の取扱いについて」（雇児発第0612005号平成20年6月12日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）によるものとする。（小数点以下切捨て）
- 3 母子生活支援施設に小規模分園型母子生活支援施設を設置する場合には、母子生活支援施設の交付基礎点数を適用する。
- 4 児童養護施設に地域小規模児童養護施設を設置する場合には、児童養護施設の交付基礎点数を適用する。
- 5 乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設で一時保護委託を受け入れための整備をする場合には、当該本体及び初度設備相当加算（一人当たり）の交付基礎点数を適用する。
- 6 「病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合」については、「病児保育事業の実施について（平成27年7月17日雇児発0717第12号通知）」に基づき、病児対応型及び病後児対応型を実施するための保育室等を整備する場合に限る。

本体工事費交付基礎点数表（1施設当たり）（障害児施設等）

(単位：点)

施 設 の 種 類 等		1施設当たりの交付基礎点数		
福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設 本体	利用定員 20人 以下	都市部 標準	72,751 69,287	
	21人 ~ 40人	都市部 標準	146,106 139,148	
	41人 ~ 60人	都市部 標準	243,585 231,986	
	61人 ~ 80人	都市部 標準	342,798 326,475	
	81人 ~ 100人	都市部 標準	441,107 420,102	
	101人 ~ 120人	都市部 標準	539,265 513,585	
	121人 以上	都市部 標準	637,498 607,141	
	訓練事業等整備加算	都市部 標準	30,835 29,366	
	大規模訓練設備等整備加算	都市部 標準	101,550 96,715	
	短期入所整備加算	都市部 標準	8,368 7,970	
	発達障害者支援センター整備加算	都市部 標準	9,725 9,262	
	障害児相談支援整備加算	都市部 標準	6,951 6,620	
	居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援整備加算	都市部 標準	4,629 4,409	
	小規模グループケア整備加算	都市部 標準	14,927 14,216	
	避難スペース整備加算	都市部 標準	26,839 25,561	
	福祉型児童発達支援センター 医療型児童発達支援センター 児童発達支援事業所 放課後等デイサービス事業所 本体	利用定員 20人 以下	都市部 標準	40,032 38,126
	21人 ~ 40人	都市部 標準	80,592 76,754	
	41人 ~ 60人	都市部 標準	134,571 128,163	
	61人 ~ 80人	都市部 標準	189,078 180,074	
	81人 ~ 100人	都市部 標準	243,585 231,986	
	101人 ~ 120人	都市部 標準	297,414 283,251	
	121人 以上	都市部 標準	352,071 335,306	
	訓練事業等整備加算	都市部 標準	30,835 29,366	
	大規模訓練設備等整備加算	都市部 標準	101,550 96,715	
	短期入所整備加算	都市部 標準	8,368 7,970	
	発達障害者支援センター整備加算	都市部 標準	9,725 9,262	
	障害児相談支援整備加算	都市部 標準	6,951 6,620	
	居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援整備加算	都市部 標準	4,629 4,409	
	避難スペース整備加算	都市部 標準	26,839 25,561	
増築整備（既存施設の現在定員の増員）		都市部 標準	20,054 19,099	
障害児相談支援（障害児相談支援のみの整備の場合）		都市部 標準	6,951 6,620	
居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援（各事業のみの整備の場合）		都市部 標準	4,629 4,409	
避難スペース整備（避難スペースのみの整備の場合）		都市部 標準	26,839 25,561	

(注)

1 上段書きは、「次世代育成支援対策施設整備交付金における都市部特例割増単価の取扱いについて」(成事第432号令和5年8月22日)により、都市部特例割増算後の単価であること。

2 本体単価と各種加算の合計額を基準額とする。

3 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を基準額とする。

本体工事費交付基礎点数表（地震対策緊急整備事業計画に基づく事業として行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づく事業として行う場合）（1施設当たり）（障害児施設等）

(単位：点)

施 設 の 種 類 等			1 施設当たりの交付基礎点数
福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設 本体	利用定員 20人 以下	都市部 標準	96,982 92,364
	21人～40人	都市部 標準	194,868 185,589
	41人～60人	都市部 標準	324,780 309,314
	61人～80人	都市部 標準	457,044 435,280
	81人～100人	都市部 標準	588,132 560,126
	101人～120人	都市部 標準	719,040 684,800
	121人 以上	都市部 標準	849,947 809,473
	訓練事業等整備加算	都市部 標準	41,163 39,203
	大規模訓練設備等整備加算	都市部 標準	135,431 128,982
	短期入所整備加算	都市部 標準	11,218 10,684
	発達障害者支援センター整備加算	都市部 標準	13,027 12,407
	障害児相談支援整備加算	都市部 標準	9,228 8,788
	居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援整備加算	都市部 標準	6,170 5,876
	小規模グループケア整備加算	都市部 標準	19,903 18,955
	避難スペース整備加算	都市部 標準	35,735 34,033

(注)

- 1 上段書きは、「次世代育成支援対策施設整備交付金における都市部特例割増単価の取扱いについて」(成事第432号令和5年8月22日)により、都市部特例割増算後の単価であること。
- 2 本体単価と各種加算の合計額を基準額とする。
- 3 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を基準額とする。
- 4 木造施設の改築として行う場合に限る。

本体工事費交付基礎点数表（津波避難対策緊急事業計画に基づく事業として行う場合）（1施設当たり）（障害児施設等）

(単位：点)

施 設 の 種 類 等			1 施設当たりの交付基礎点数
福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設			
本体			
利用定員 40人 以下			都市部 193,978 標準 184,741
41人 ~ 60人			都市部 323,122 標準 307,735
61人 ~ 80人			都市部 454,602 標準 432,954
81人 ~ 100人			都市部 584,876 標準 557,024
101人 ~ 120人			都市部 715,300 標準 681,238
121人 以上			都市部 845,423 標準 805,165
訓練事業等整備加算			都市部 40,861 標準 38,916
短期入所整備加算			都市部 9,273 標準 8,831
発達障害者支援センター整備加算			都市部 12,816 標準 12,206
福祉型児童発達支援センター 医療型児童発達支援センター 児童発達支援事業所 放課後等デイサービス事業所			
本体			
利用定員 40人 以下			都市部 107,431 標準 102,315
41人 ~ 60人			都市部 178,900 標準 170,381
61人 ~ 80人			都市部 251,426 標準 239,453
81人 ~ 100人			都市部 324,102 標準 308,668
101人 ~ 120人			都市部 395,722 標準 376,878
121人 以上			都市部 468,247 標準 445,950
訓練事業等整備加算			都市部 40,786 標準 38,844
短期入所整備加算			都市部 11,158 標準 10,626
発達障害者支援センター整備加算			都市部 12,816 標準 12,206

(注)

- 上段書きは、「次世代育成支援対策施設整備交付金における都市部特例割増単価の取扱いについて」(成事第432号令和5年8月22日)により、都市部特例割増算後の単価であること。
- 本体単価と各種加算、解体撤去費用及び仮設施設整備工事費の合計額を基準額とする。
- 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を基準額とする。

解体撤去工事費交付基礎点数表（定員1人（1施設又は1世帯）当たり）（単位：点）

施 設 の 種 類	定員1人（1施設又は1世帯）当たりの交付基礎点数
助産施設	194
乳児院	113
母子生活支援施設（1世帯）	414
児童養護施設	175
児童心理治療施設	201
児童家庭支援センター（1施設）	590
小規模住居型児童養育事業所	443
児童自立生活援助事業所	394
障害児入所施設（1施設）	8,688
障害児入所施設（都市部）（1施設）	9,122
障害児施設（障害児入所施設を除く）（1施設）	4,365
障害児施設（障害児入所施設を除く）（都市部）（1施設）	4,584

解体撤去工事費交付基礎点数表（地震対策緊急整備事業計画に基づく事業として行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づく事業として行う場合）（1施設当たり）

（単位：点）

施 設 の 種 類	1施設当たりの交付基礎点数
障害児入所施設（1施設）	11,632
障害児入所施設（都市部）（1施設）	12,213
障害児施設（障害児入所施設を除く）（1施設）	5,816
障害児施設（障害児入所施設を除く）（都市部）（1施設）	6,107

解体撤去工事費交付基礎点数表（津波避難対策緊急事業計画に基づく事業として行う場合）（1施設当たり）

（単位：点）

施 設 の 種 類	1施設当たりの交付基礎点数
障害児入所施設（1施設）	11,560
障害児入所施設（都市部）（1施設）	12,138
障害児施設（障害児入所施設を除く）（1施設）	5,600
障害児施設（障害児入所施設を除く）（都市部）（1施設）	5,880

仮設施設整備工事費交付基礎点数表（定員1人（1施設又は1世帯）当たり）(単位：点)

施 設 の 種 類	定員1人（1施設又は1世帯）当たりの交付基礎点数
助産施設	364
乳児院	201
母子生活支援施設（1世帯）	752
児童養護施設	313
児童心理治療施設	379
児童家庭支援センター（1施設）	1,049
小規模住居型児童養育事業所	1,846
児童自立生活援助事業所	1,638
障害児入所施設（1施設）	15,940
障害児入所施設（都市部）（1施設）	16,737
障害児施設（障害児入所施設を除く）（1施設）	7,611
障害児施設（障害児入所施設を除く）（都市部）（1施設）	7,991

仮設施設整備工事費交付基礎点数表（地震対策緊急整備事業計画に基づく事業として行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づく事業として行う場合）（1施設当たり）

(単位：点)

施 設 の 種 類	1施設当たりの交付基礎点数
障害児入所施設（1施設）	21,195
障害児入所施設（都市部）（1施設）	20,640
障害児施設（障害児入所施設を除く）（1施設）	10,167
障害児施設（障害児入所施設を除く）（都市部）（1施設）	10,675

仮設施設整備工事費交付基礎点数表（津波避難対策緊急事業計画に基づく事業として行う場合）（1施設当たり）

(単位：点)

施 設 の 種 類	1施設当たりの交付基礎点数
障害児入所施設（1施設）	21,109
障害児入所施設（都市部）（1施設）	20,600
障害児施設（障害児入所施設を除く）（1施設）	10,052
障害児施設（障害児入所施設を除く）（都市部）（1施設）	10,555

スプリンクラー設備工事費交付基礎点数表（1m²当たり）

(単位：点)

設 備 の 種 類	1 m ² 当たりの交付基礎点数
乳児院	10
消火ポンプユニット等加算(1施設当たり)	1,879
障害児入所施設	15
消火ポンプユニット等加算(1施設当たり)	2,218
障害児入所施設（延べ床面積1,000m ² 以上の平屋建て）	29
消火ポンプユニット等加算(1施設当たり)	2,218
障害児入所施設、乳児院以外	7

※既存施設における整備事業。ただし、創設、増築、増改築、改築、拡張及び老朽民間児童福祉施設整備以外の事業に限る。

屋内消火栓設備交付基礎点数表

(単位：点)

設 備 の 種 類	交付基礎点数
屋内消火栓設備（児童福祉施設等）	
基本点数	3,048
m ² 当たりの加算	1
屋内消火栓箱設置数による加算	157
パッケージ型消火栓設備（1個当たり）	235
屋内消火栓設備（障害児施設等）	
基本点数	359
m ² 当たりの加算	1
屋内消火栓箱設置数による加算	185
パッケージ型消火栓設備（1個当たり）	278

※既存施設における整備事業。ただし、創設、増築、増改築、改築、拡張及び老朽民間児童福祉施設整備以外の事業に限る。

自動火災報知設備の感知器と連動して起動する火災通報装置

(単位：点)

設 備 の 種 類	交付基礎点数
自動火災報知設備の感知器と連動して起動する火災通報装置。（既存施設における整備事業。ただし、創設、増築、増改築、改築、拡張及び老朽民間児童福祉施設整備以外の事業に限る。）	121

特殊付帯工事交付基礎点数表（1施設当たり）

(単位：点)

工 事 の 種 類	1 施設当たりの交付基礎点数
特殊付帯工事	9,390
福祉型障害児入所施設（主として知的障害のある児童及び肢体不自由のある児童を入所させるものに限る）、医療型障害児入所施設（主として肢体不自由のある児童及び重症心身障害児）	9,118

※前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。

地域交流スペース交付基礎点数表

工 事 の 種 類	地域交流スペース	防災拠点型
地域交流スペース	14,645	19,523
初度設備相当加算	796	2,082

別表 10

算 定 基 準

(放課後児童クラブ整備事業)

1 区分	2 整備区分	3 種目	4 基準額	5 対象経費
放課後児童クラブ（1支援単位あたり）	創設及び改築	本体工事費	<p style="text-align: right;">31,298,000 円</p> <p>ただし、令和5年8月22日付けこ成事第462号こども家庭庁成育局長通知「子ども・子育て支援施設整備交付金に係る施設整備の取扱いについて」（以下「通知」という）の第1による、新・放課後子ども総合プラン（平成30年9月14日厚生労働省子ども家庭局長、文部科学省生涯学習政策局長連名通知）に基づく学校敷地内における創設又は改築を行う場合（以下、「新・放課後子ども総合プランによる場合」という。）。</p> <p style="text-align: right;">62,596,000 円</p> <p>一部改築については、通知の第2により算出されたものを基準額とする。</p>	放課後児童クラブの創設及び改築整備（建物の整備と一体的に整備されるものであって、県知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監理料等をいい、その額は工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする。以下同じ。）並びに既存建物の買収のために必要な財産購入費（PFI事業及び既存建物を買収することが建物を新築することより効率的であると認められる場合に限る。）
		賃借料加算	7,271,000 円	新たに土地を賃借して放課後児童クラブを整備する場合に必要な費用
		特殊附帯工事費	18,833,000 円	特殊附帯工事に必要な工事費又は工事請負費
		解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費	<p>1 改築に際して既存施設を解体し撤去する場合 1,661,000 円</p> <p>2 改築に際して仮設施設を整備する場合 2,473,000 円</p> <p>3 一部改築に際して既存施設を解体し撤去する場合又は仮設施設を整備する場合は、通知の第2の2により県知事が必要と認めた額とする。</p>	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮設施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費

拡張	本体工事費	県知事が必要と認めた額とする。ただし、創設に係る基準額の2分の1を上限とする。	放課後児童クラブの拡張整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費
	賃借料加算	7,271,000 円	新たに土地を賃借して放課後児童クラブを整備する場合に必要な費用（施設の拡張により必要となる部分に限る。）
	特殊附帯工事費	18,833,000 円	特殊附帯工事に必要な工事費又は工事請負費
大規模修繕	本体工事費	通知の第4の3により県知事が必要と認めた額とする。	放課後児童クラブの大規模修繕に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費
	特殊附帯工事費	18,833,000 円	特殊附帯工事に必要な工事費又は工事請負費
	仮設施設整備工事費	大規模修繕に際して仮設施設を整備する場合は、通知の第4の3により県知事が必要と認めた額とする。	工事請負費及び仮設施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費

(病児保育施設整備事業)

1区分	2整備区分	3種目	4基準額	5対象経費
病児保育施設	創設及び改築	本体工事費	42,509,000 円 一部改築については、通知の第2により算出されたものを基準額とする。	病児保育施設の創設及び改築整備（建物の整備と一体的に整備されるものであって、県知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監理料等をいい、その額は工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする。以下同じ。）並びに既存建物の買収のために必要な財産購入費（PFI事業及び既存建物を買収することが建物を新築することより効率的である

			と認められる場合に限る。)
設計料 加算	2,125,000 円	本体工事費以外に別途必要となる設計料	
環境改善 加算	5,015,000 円	こどもにやさしい環境を作り出すために必要となる費用	
地域の余 裕スペー ス活用促 進加算	4,388,000 円	地域の余裕スペース(公営住宅、公民館等)を活用して病児保育施設を整備するために必要となる費用	
特殊附帯 工事費	17,927,000 円	特殊附帯工事に必要な工事費又は工事請負費	
解体撤去 工事費及 び仮設施 設整備工 事費	1 改築に際して既存施設を解体し撤去する場合 2 改築に際して仮設施設を整備する場合 3 一部改築に際して既存施設を解体し撤去する場合又は仮設施設を整備する場合は、通知の第2の2により県知事が必要と認めた額とする。	2,625,000 円 4,675,000 円	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮設施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費
拡張	本体 工事費	県知事が認めた額とする。ただし、創設に係る基準額の2分の1を上限とする。	病児保育施設の拡張整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費
	設計料 加算	本体工事費の5%	本体工事費以外に別途必要となる設計料
	環境改善 加算	5,015,000 円	こどもにやさしい環境を作り出すために必要となる費用
	特殊附帯 工事費	17,927,000 円	特殊附帯工事に必要な工事費又は工事請負費
大規模 修繕	本体 工事費	通知の第4の3により県知事が必要と認めた額とする。	病児保育施設の大規模修繕に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費
	特殊附帯 工事費	17,927,000 円	特殊附帯工事に必要な工事費又は工事請負費
	仮設施設 整備 工事費	大規模修繕に際して仮設施設を整備する場合は、通知の第4の3により県知事が必要と認めた額とする。	仮設施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費

(財政上の特別措置（放課後児童クラブ整備事業及び病児保育施設整備事業共通）)

以下の表中の(1)～(3)は次の分類による。

ただし、対象となる施設が離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項に基づき指定された離島振興対策実施地域に所在する場合は、算出された補助基準額に、0.08を乗じて得られた額を加算し、交付基礎額を算出するものとする。

- (1) 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第8条第1項に規定する過疎地域持続的発展市町村計画に基づく事業及び附則第5条に基づく事業として行う場合
- (2) 山村振興法（昭和40年法律第64号）第8条第1項に規定する山村振興計画に基づく事業として行う場合（地方交付税法（昭和25年法律第211号）第14条の規定により算定した市町村の基準財政収入額を同法第11条の規定により算定した当該市町村の基準財政需要額で除して得た数値で補助年度前3か年度内の各年度に係るものを合算したものとの3分の1の数値が0.4未満である市町村の区域内にあるものに限る。（創設を除く。））
- (3) 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成25年法律第87号）第12条第1項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される整備の場合

(放課後児童クラブ整備事業)

1区分	2整備区分	3種目	4基準額	5対象経費
放課後児童クラブ（1支援単位あたり）	創設及び改築	本体工事費	(1)、(2)に基づく場合 34,428,000円	放課後児童クラブの創設及び改築整備（建物の整備と一体的に整備されるものであって、県知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監理料等をいい、その額は工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする。以下同じ。）並びに既存建物の買収のために必要な財産購入費（PFI事業及び既存建物を買収することが建物を新築することより効率的であると認められる場合に限る。）
			(3)に基づく場合 41,313,000円	
			ただし、新・放課後子ども総合プランによる場合 (1)、(2)に基づく場合 68,856,000円 (3)に基づく場合 82,626,000円	
			一部改築については、通知の第2により算出されたものを基準額とする。	
	賃借料加算		(1)、(2)に基づく場合 7,998,000円 (3)に基づく場合 9,598,000円	新たに土地を賃借して放課後児童クラブを整備する場合に必要な費用
	特殊附帯		(1)、(2)に基づく場合	特殊附帯工事に必要

	工事費	20,716,000円 (3)に基づく場合 24,860,000円	な工事費又は工事請負費
	解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費	1 改築に際して既存施設を解体し撤去する場合 (1)、(2)に基づく場合 1,827,000円 (3)に基づく場合 2,193,000円 2 改築に際して仮設施設を整備する場合 (1)、(2)に基づく場合 2,720,000円 (3)に基づく場合 3,264,000円 3 一部改築に際して既存施設を解体し撤去する場合又は仮設施設を整備する場合は、通知の第2の2により県知事が必要と認めた額とする。	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮設施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費
拡張	本体工事費	県知事が必要と認めた額とする。ただし、創設に係る基準額の2分の1を上限とする。	放課後児童クラブの拡張整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費
	賃借料加算	(1)、(2)に基づく場合 7,998,000円 (3)に基づく場合 9,598,000円	新たに土地を賃借して放課後児童クラブを整備する場合に必要な費用（施設の拡張により必要となる部分に限る。）
	特殊附帯工事費	(1)、(2)に基づく場合 20,716,000円 (3)に基づく場合 24,860,000円	特殊附帯工事に必要な工事費又は工事請負費

(病児保育施設整備事業)

1区分	2整備区分	3種目	4基準額	5対象経費
病児保育施設	創設及び改築	本体工事費	(1)、(2)に基づく場合 46,760,000円 (3)に基づく場合 56,112,000円 一部改築については、通知の第2により算出されたものを基準額とする。	病児保育施設の創設及び改築整備（建物の整備と一体的に整備されるものであって、県知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費

		、通信運搬費、印刷製本費及び設計監理料等をいい、その額は工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする。以下同じ。)並びに既存建物の買収のために必要な財産購入費（PFI事業及び既存建物を買収することが建物を新築することより効率的であると認められる場合に限る。）
設計料 加算	(1)、(2)に基づく場合 2,338,000円 (3)に基づく場合 2,805,000円	本体工事費以外に別途必要となる設計料
環境改善 加算	(1)、(2)に基づく場合 5,517,000円 (3)に基づく場合 6,620,000円	こどもにやさしい環境を作り出すために必要となる費用
地域の余 裕スペー ス活用促 進加算	(1)、(2)に基づく場合 4,827,000円 (3)に基づく場合 5,792,000円	地域の余裕スペース（公営住宅、公民館等）を活用して病児保育施設を整備するために必要となる費用
特殊附帯 工事費	(1)、(2)に基づく場合 19,720,000円 (3)に基づく場合 23,664,000円	特殊附帯工事に必要な工事費又は工事請負費
解体撤去 工事費及 び仮設施 設整備工 事費	1 改築に際して既存施設を解体し撤去する場合 (1)、(2)に基づく場合 2,888,000円 (3)に基づく場合 3,465,000円 2 改築に際して仮設施設を整備する場合 (1)、(2)に基づく場合 5,143,000円 (3)に基づく場合 6,171,000円 3 一部改築に際して既存施設を解体し撤去する場合又は仮設施設を整備する場合は、通知の第2の2により県知事が必要と認めた額とする。	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮設施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費

拡張	本体工事費	県知事が認めた額とする。ただし、創設に係る基準額の2分の1を上限とする。	病児保育施設の拡張整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費
	設計料加算	本体工事費の5% 5,517,000円	本体工事費以外に別途必要となる設計料
	環境改善加算	(1)、(2)に基づく場合 5,517,000円 (3)に基づく場合 6,620,000円	こどもにやさしい環境を作り出すために必要となる費用
	特殊附帯工事費	(1)、(2)に基づく場合 19,720,000円 (3)に基づく場合 23,664,000円	特殊附帯工事に必要な工事費又は工事請負費

別表11
財政上の特別措置

1 区分	2 対象施設の種類	3 補助率
ア 地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律 (昭和55年法律第63号) 第2条に規定する地震対策緊急整備事業計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者支援施設(生活介護又は自立訓練を行うものに限る。) ・ 障害児入所施設 	5 / 6
イ 地震防災対策特別措置法(平成7年法律第111号) 第2条に規定する地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者支援施設(生活介護又は自立訓練を行うものに限る。) ・ 障害児入所施設 	5 / 6
ウ 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法 (平成14年法律第92号) 第12条第1項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業のうち、同項第4号に基づき政令で定める施設及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成16年法律第27号) 第11条第1項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業のうち、同項第4号に基づき政令で定める施設を整備する場合	・ 婦人保護施設	5 / 6

様式第1号（用紙　日本産業規格A4縦型）

社会福祉施設等施設整備費補助金交付申請書

第 号
年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

所 在 地
名 称
代 表 者 氏 名
(市町の場合にあっては、市町長 氏 名)

年度において社会福祉施設等施設整備事業を実施したいので、補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。
なお、交付決定の上は、概算払われるよう併せて申請します。

1 交付申請

- (1) 金額 円
(2) 事業の目的

2 概算払の承認申請

- (1) 金額 円
(2) 理由
(3) 時期

口座振替先 金融機関名
支店名
口座種別
口座番号
口座名義人（カナ）

(注) 以下の項目についても記載すること。

責任者 職・氏名
作成者 職・氏名

日本産業規格A4横型 様式第2号(用紙)

表覽一請申請付交

(単位：円)

施設の種類	施設の名称	補助申請額・概算払の承認申請額
施設整備費		
計		

日本産業規格 A4 横型

書 訳 內 出 算 額 請 申

設置者の名称

- (注) (1) 工事請負契約等を締結する単位で作成すること。
 (2) 工事費補助金の算定方法が交付要綱第3の(2)のア又はウによらない整備区分については、各々の算定方法にに基づき算出した合計額をJ欄に記入すること。
 (3) 算出に当たっては、本体、地域交流スペース、その他の工事別とし、小計を設けること。
 (4) A欄～D欄の施設種別毎の内訳の金額について、J欄の内訳を工具費補助基本額とした場合には記入しないこと。ただし、地域交流スペースの整備及び介護用リフ等特殊附帯工事を行なう場合には、当該部分にかかるA欄～D欄の内訳の金額を必ず記入すること。
 (5) A欄～D欄、J欄及びK欄については、内訳の金額の記入の有無に関係なく必ず記入すること。
 (6) K欄には、B欄、D欄又はJ欄のうち、最も少ない額の欄を記入すること。
 又は「欄」とを比較していざれか少なし方の額を記入すること。

日本産業規格 A4 横型

書 訳 內 出 算 簿 請 申

(助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設、児童家庭支援センター、児童発達支援センター、医療型障害児入所施設、医療型障害児入所施設、福利型児童発達支援事業所等訪問支援事業所、保育所等訪問支援事業所、居宅訪問型児童発達支援事業所、小規模居住型児童養育事業所、保育所等訪問支援事業所、居宅訪問型児童発達支援事業所、

施設の名称

(注) (1) 工事請負契約等を締結する単位で作成すること。
 (2) 交付金算定方法が交付要綱第3の1の(2)のウによらない整備区分については、各々の算定方法に基づき算出した基準額（対象経費のみ）の合計に1／2を乗じたもの
 (3) 算出にあたっては、本体、地域交流スペース、その他工事別とし、小計を設けること。
 (4) E欄には、B欄の額とD欄の額を比較して少ないほうの額に1／2を乗じた額を記入すること。
 (5) M欄については、L欄の額の千円未満の額を切り捨てた額を記入すること。
 (6) E欄及びJ欄～M欄の小計及び計の欄については、内訳の金額の記入の有無に関係なく必ず記入すること。
 (7) K欄は、E欄の額とJ欄の額を比較して少ないほうの額を記入すること。

事業計画書(変更事業計画書)

1 対象施設の概要

- (1) 施設の名称及び所在地
- (2) 施設の種類
- (3) 事業の目的及び効果
- (4) 設置主体及び経営主体
- (5) 入所(利用)定員

現在定員	増加定員	合計
人 (世帯)	人 (世帯)	人 (世帯)

(注) 1 宿所提供的施設及び母子生活支援施設については、利用世帯数及び利用定員を記入すること。

2 放課後児童クラブについては、(5)を次により記入すること。

(5) 利用(1日当たり予定)人員 人

2 施設整備費に係る事業計画

- (1) 施設の規模及び構造

ア 整備事業(解体撤去工事費・仮設施設工事費を除く。)

(ア) 敷地面積 _____m²

(イ) 敷地の所有関係(自己所有地、借地、買収(予定)地の別)

(ウ) 施設整備の区分(創設、拡張等の別)

(エ) 建物の面積 建築面積_____m²、延べ面積_____m²

(オ) 建物の構造(_____造)

イ 解体撤去工事(既存施設に係るもの)

(ア) 建設の面積 建築面積_____m²、延べ面積_____m²

(イ) 建物の構造(_____造)

(ウ) 建築年月日

(エ) 補助金の区分((元号)〇〇年度:国庫・民間・自己資金・その他)

(オ) 処分(取りこわし)年月日

ウ 仮設施設工事

(ア) 建設の面積 建築面積_____m²、延べ面積_____m²

(イ) 建物の構造(_____造)

(2) 整備費内訳

ア 主体工事費	_____円
イ 工事事務費	_____円
ウ 小計(本体工事費)	_____円
エ 介護用リフト等特殊附帯工事費	_____円
(介護用リフト工事費)	_____円
()	_____円
オ 授産施設近代化整備工事費	_____円
カ 授産施設等整備工事費	_____円
キ 解体撤去工事費及び 仮設施設整備工事費	
(解体撤去工事費)	_____円
(仮設施設整備工事費)	_____円
ク その他の工事費	_____円
ケ 地域交流スペース	_____円
コ 合 計	_____円

(3) 財源内訳

ア 県費補助金	_____円
イ ○○補助金	_____円
ウ 設置者負担金	_____円
(内訳)一般財源	_____円
地方債	_____円
借入金	_____円
寄附金	_____円
エ 合 計	_____円

(4) 施工計画

ア 直営・請負の別

イ 契約年月日

ウ 着工年月日

エ 竣工年月日

オ 事業開始年月日

カ 解体撤去工事関係

(ア) 直営・請負の別

(イ) 着工年月日

(ウ) 完了年月日

キ 仮設施設工事関係

(ア) 直営・請負・賃貸借の別

(イ) 工事期間

(ウ) 仮設施設の使用期間

(5) 平成20年4月17日社援発第0417001号、雇児発第0417001号「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」の別添1「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準」第3の3の(1)に規定する抵当権の設定の有無

有・無

(6) その他参考事項

(添付書類)

ア 各室ごとに室名及び面積を明らかにした表（拡張、改造等の場合は、既存建物との関係を明示すること。）

イ 配置図、各階平面図（拡張、改造等の場合は、既存建物との関係を図面上で明示すること。）

ウ 既存施設の解体撤去工事がわかるもの

エ 工事費費目別内訳書

3 ブロック塀等整備費に係る事業計画

(1) ブロック塀等の規模及び構造

ア ブロック塀等の所有関係（自己所有、その他（ ））

イ ブロック塀等整備の区分（新規、改修等の別）

ウ ブロック塀等の面積

(ア) 整備前 建築面積 m²、延面積 m²、高さ cm、厚さ cm

(イ) 整備後 建築面積 m²、延面積 m²、高さ cm、厚さ cm

エ ブロック塀等の構造

(ア) 整備前の構造（ 造）

(イ) 整備後の構造（ 造）

(2) 整備費内訳

ア 主体工事費	円
イ 工事事務費	円
ウ 合計	円

(3) 財源内訳

ア 県費補助金	円
イ ○○補助金	円
ウ 設置者負担金	円
(内訳) 一般財源	円
地方債	円
借入金	円
寄附金	円
エ 合計	円

(4) 施工計画

ア 直営・請負の別
イ 契約年月日
ウ 着工年月日
エ 竣工年月日

(5) その他参考事項

(添付書類)

ア 整備前及び整備後のブロック塀等の平面図（ブロック塀等面積を明記したもの）並びに側面図
(ブロック塀等を増設する場合は、既存ブロック塀等との関係を図面上で明示すること。)

イ 工事費費目別内訳書

様式第6号(用紙 日本産業規格A4縦型)

資 金 狀 況 調

(注) 未経過の月分については、見込額を計上すること。

様式第7号（用紙　日本産業規格A4縦型）

社会福祉施設等施設整備事業計画変更承認申請書

第 号
年 月 日

静岡県知事 氏名様

所在地
名 称
代表者 氏名
(市町の場合にあっては、市町長 氏名)

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた社会
福祉施設等施設整備事業の計画を次のとおり変更したいので、承認されるよう関係書
類を添えて申請します。

1 計画変更の理由

2 変更の内容 別添 変更事業計画書のとおり

3 補助金所要額

(1) 前回までの交付決定金額 円

(2) 今回変更承認申請額 円

(3) 差引増△減金額 円

(注) 以下の項目についても記載すること。

責任者 職・氏名

作成者 職・氏名

日本産業規格 A4 横型

表覽一請申更變

(単位：円)

日本産業規格 A4 横型
様式第9号（用紙）

書 訳 内 出 算 積 領 請 申 更 變

設置者の名称

- (注) (1) 工事請負契約等を締結する単位で作成すること。
(2) 県費補助金の算定方法が交付要綱第3の(2)のア又はウによらない整備区分については、各々の算定方法に基づき算出した合計額をJ欄に記入すること。
(3) 算出に当たっては、本体、地域交流スペース、その他の工事別とし、小計を設けること。
(4) A欄～D欄の施設種別毎の内訳の金額については、J欄の内訳を県費補助基金額とした場合には記入しなくてよいこと。ただし、地域交流スペースの整備及び介護用リフ等特殊附帯工事を行なう場合には、当該部分にかかるA欄～D欄の内訳の金額を必ず記入すること。
(5) A欄～D欄、J欄及びK欄については、内訳の金額の記入の有無に関係なく必ず記入すること。
(6) K欄には、B欄、D欄又はI欄のうち、最も少ない額の欄である施設種別毎の内訳の金額を記入すること。
又はI欄とを比較していづれか少ない方の額を記入すること。

日本産業規格 A4 横型
様式第10号 (用紙)

書 訳 内 出 算 額 請 申 更 變

施設の名称

(注) (1) 工事請負契約等を締結する単位で作成すること。
 (2) 交付金算定方法が交付要綱第3の1の(2)のウによること。

（ただし、千円未満は切り捨て。）をI欄に記入すること。
小計ナ・ルイはアセ。

以上にあたっては、本体、地域支流ベニス、その他上事別とし、小計を設げること。

(5) M欄については、L欄の額の千円未満の額を切り捨てた額を記入すること。
 (6) E欄及びJ欄～M欄の小計及び計の欄については、内訳の金額の有無に関係なく必ず記入すること。
 (7) K欄はE欄の短款レ・I欄の短款を比較して、(レ)-(I)の短款を記入すること。

様式第11号（用紙　日本産業規格A4縦型）

実績報告書

第 号
年 月 日

静岡県知事 氏名様

所在地
名 称
代表者 氏名
(市町の場合にあっては、市町長 氏名)

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた社会
福祉施設等施設整備事業が完了したので、関係書類を添えて報告します。

(注) 以下の項目についても記載すること。

責任者 職・氏名
作成者 職・氏名

様式第12号（用紙 日本産業規格A4横型）

表覽一額算精

(単位: 円)

様式第13号（用紙 日本産業規格A4 横型）

書 訳 內 出 算 額 算 精

設置者の名称

(注) (1) 工事請負契約等を締結する単位で作成するごと

(二) 昼費補助金の算定方法が交付費額第3の(二)のア又はウにならない整備区分について、各々の算定方法に基づき算出した合計額を欄間に記入する。

(3) 算出に当たっては、本体、地域交流スペース、その他の工事別とし、小計を設けること。
(4) A欄～D欄の施設種別毎の内訳を県費補助基本額とした場合には記入しなくてよいこと。

(5) 特殊附帯工事を行なう場合には、当該部分にかかるA欄～D欄の内訳の金額を必ず記入する。
 A欄～D欄、J欄及びK欄については、内訳の金額の記入の有無に關係なく必ず記入すること。
 (6) K欄には、B欄、D欄又はJ欄のうち、最も少ない額の欄である施設種別毎の内訳の金額を記入する。
 又はI欄とを比較していづれか少い方の額を記入する。

日本産業規格 A4 横型

書 訳 內 額 算 精

(助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設、児童家庭支援センター、児童生活支援センター、児童養育事業所、居宅訪問等)、(幼稚園、保育所等)訪問支援事業所及び障害児相談支援事業所の場合

設置者の名称 _____ 施設の名称 _____

(注) (1) 工事請負契約等を締結する単位で作成すること。
 (2) 交付金算定方法が交付要綱第3の1の(2)のウによらない整備区分については、各々の算定方法に基づき算出した基準額（対象経費のみ）の合計に1／2を乗じたもの
 (3) 算出にあたっては、本体、地域交流スペース、その他工事別とし、小計を設けること。
 (4) E欄には、B欄の額とD欄の額を比較して少ないほうの額に1／2を乗じた額を記入すること。
 (5) M欄については、L欄の額の千円未満の額を切り捨てた額を記入すること。
 (6) E欄及びJ欄～M欄の小計及び計の欄については、内訳の金額の記入の有無に關係なく必ず記入すること。
 (7) K欄は、E欄の額とJ欄の額を比較して少ないほうの額を記入すること。

事業実績報告書

1 対象施設の概要

- (1) 施設の名称及び所在地
- (2) 施設の種類
- (3) 設置主体及び経営主体
- (4) 入所（利用）定員

現在定員	増加定員	合計
人 (世帯)	人 (世帯)	人 (世帯)

(注) 1 宿所提供的施設及び母子生活支援施設については、利用世帯数及び利用定員を記入すること。

2 放課後児童クラブについては、(5)を次により記入すること。

(5) 利用（1日当たり予定）人員 人

2 施設整備費に係る事業内容

- (1) 施設の規模及び構造

ア 整備事業（解体撤去工事費・仮設施設工事を除く。）

(ア) 敷地面積 _____ m²

(イ) 敷地の所有関係（自己所有地、借地、買収（予定）地の別）

(ウ) 施設整備の区分（創設、拡張等の別）

(エ) 建物の面積 建築面積_____m²、延べ面積_____m²

(オ) 建物の構造（_____造）

イ 解体撤去工事（既存施設に係るもの）

(ア) 建物の面積 建築面積_____m²、延べ面積_____m²

(イ) 建物の構造（_____造）

(ウ) 建築年月日

(エ) 補助金の区分（（元号）〇〇年度：国庫・民間・自己資金・その他）

(オ) 処分（取りこわし）年月日

ウ 仮設施設工事

(ア) 建物の面積 建築面積_____m²、延べ面積_____m²
(イ) 建物の構造(_____造)

(2) 支出済事業費総額

ア 主体工事費 _____円
イ 工事事務費 _____円
ウ 小計(本体工事費) _____円
エ 介護用リフト等特殊附帯工事費 _____円
　　(介護用リフト工事費) _____円
　　() _____円
オ 授産施設近代化整備工事費 _____円
カ 授産施設等整備工事費 _____円
キ 解体撤去工事費及び
　　仮設施設整備工事費
　　(解体撤去工事費) _____円
　　(仮設施設整備工事費) _____円
ク その他の工事費 _____円
ケ 地域交流スペース _____円
コ 合 計 _____円

(3) 財 源 内 訳

ア 県費補助金 _____円
イ ○○補助金 _____円
ウ 設置者負担金 _____円
　　(内訳) 一般財源 _____円
　　地方債 _____円
　　借入金 _____円
　　寄附金 _____円
エ 合 計 _____円

(4) 施工期間

ア 契約年月日

イ 着工年月日

ウ 竣工年月日

エ 事業開始年月日

オ 解体撤去工事関係

(ア) 着工年月日

(イ) 完了年月日

カ 仮設施設工事関係

(ア) 工事期間

(イ) 仮設施設の使用期間

(5) 平成20年4月17日社援発第0417001号、雇児発第0417001号「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」の別添1「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準」第3の3の(1)に規定する抵当権の設定の有無

有・無

(6) その他参考事項

(添付書類)

ア 工事仕様書、支出済工事費費目別内訳書及び工事事務費費目別内訳書

イ 工事請負契約書の写し(請負の場合)、は支払領収書の写し(直営の場合)

又は賃貸借契約書の写し(賃貸借の場合、但し仮設施設整備のみ)

ウ 工事完了を確認するに足りる検査済証(建築基準法(昭和25年法律第201号)

第7条第5項又は第18条第16項の規定による検査済証)の写し

エ 各室ごとに室名及び面積を明らかにした表

オ 建物平面図(建物面積を明記したもの)及び立面図(少なくとも2方面からのもの)

カ 建物内外主要部分の写真

キ 工事契約金額報告書(別紙)

3 ブロック塀等整備費に係る事業内容

(1) ブロック塀等の規模及び構造

ア ブロック塀等の所有関係（自己所有、その他（ ））

イ ブロック塀等整備の区分（新規、改修等の別）

ウ ブロック塀等の面積

（ア）整備前 建築面積 m²、延面積 m²、高さ cm、厚さ cm

（イ）整備後 建築面積 m²、延面積 m²、高さ cm、厚さ cm

エ ブロック塀等の構造

（ア）整備前の構造（ 造）

（イ）整備後の構造（ 造）

(2) 支出済事業費総額

ア 主体工事費 _____円

イ 工事事務費 _____円

ウ 合計 _____円

(3) 施工期間

ア 契約年月日

イ 着工年月日

ウ 竣工年月日

(4) その他参考事項

(添付書類)

ア 工事仕様書、支出済工事費費目別内訳書及び工事事務費費目別内訳書

イ 工事請負契約書の写し（請負の場合）又は支払領収書の写し（直営の場合）

ウ 工事完了を確認するに足りる検査済証（建築基準法（昭和25年法律第201号）

第7条第5項又は第18条第16項の規定による検査済証）の写し

エ 整備前及び整備後のブロック塀等の平面図（ブロック塀等面積を明記したもの）並びに側面図

（ブロック塀等を増設する場合は、既存ブロック塀等との関係を図面上で明示すること。）

オ 建物内外主要部分の写真

カ 工事契約金額報告書（別紙）

別紙（用紙　日本産業規格A4縦型）

番号
年月日

静岡県知事 氏名様

名称
代表者 氏名

(施工業者)
名称
代表者 氏名

工事契約金額報告書

発注者（委託者）_____と請負者（受託者）_____は、
_____施設建設工事に係る工事請負契約（設計監理委託契約）を次のとおり締
結し施工するとともに、国庫補助金（交付金）についてもこれに基づき算定したこと
を報告する。

	契約年月日	金額
当初_____工事請負契約	年月日	金円
_____変更（追加）契約	年月日	金円
	年月日	金円
設計監理委託契約	年月日	金円
	年月日	金円

（注）以下の項目についても記載すること。

責任者 職・氏名

作成者 職・氏名

様式第16号（用紙　日本産業規格A4縦型）

請　　求　　書（概算払請求書）

金　　円

ただし、　　年　　月　　日付け　　第　　号により補助金の交付の確定（決定）を受けた社会福祉施設等施設整備事業の補助金として、上記のとおり請求します。

年　　月　　日

静岡県知事　氏　　名　　様

所在地
名　称
代表者　氏　　名
(市町の場合にあっては、市町長　氏　　名)

(注) 以下の項目についても記載すること。

責任者　職・氏名

作成者　職・氏名

社會福祉施設整備費補助金調書

市町名 年度

県		市		町		出		備考	
歳出予算科目	交付決定の額	歳	入	歳	入	科 目	予算現額	左 の う ち 県 費 補 助 金 額	左 の う ち 県 費 補 助 金 額
補助率		科 目	予算現額	収入済額				左 の う ち 県 費 補 助 金 額	左 の う ち 県 費 補 助 金 額

(注) 1 「市町」の「科目」は、歳入にあつては款項目節を、歳出にあつては款項目をそれぞれ記入すること。
2 「備考」は参考用に記入するべき事項を備考欄に記入すること。

様式第18号（用紙　日本産業規格A4縦型）

年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

第 号
年 月
日 日

静岡県知事 氏名様

所在地
名 称
代表者 氏名
(市町の場合にあっては、市町長 氏名)

年 月 日付け 第 号により交付決定を受けた社会福祉施設等
施設整備費補助金における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、関係
書類を添えて下記のとおり報告します。

- 1 施設の名称及び種類
- 2 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第15条の規定
による確定額又は事業実績報告による精算額
金 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
(要補助金等返還相当額)
金 円
- 4 添付書類
3の消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算内訳を確認するための書類（確定
申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、特定収入の割合を確認できる資料）

(注) 以下の項目についても記載すること。

責任者 職・氏名
作成者 職・氏名